SURE 静岡大学学術リポジトリ
Shizuoka University REpository

フランス・欧州連合(EU)における国際社会保障法の展開

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-06-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 川口, 美貴 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00008699

フランス・欧州連合(EU)における国際社会保障法の展開

川口美貴

はじめに
第一節　フランスにおける国際社会保障法の展開
—内外人平等原則と域外適用
一　フランスにおける外国人の社会的保護
—内外人平等原則とその限界
1　内外人平等原則
(A)　社会保障
(B)　失業保障
(C)　補足的社会保護
(D)　社会扶助
2　平等原則の限界
(A)　国籍要件

（B）適法滞在・就労要件および居住期間要件
（C）支給における居住要件
（D）属地主義に基づく不利益
二　外国居住者の社会的保護
―属地主義と域外適用
1　社会保障制度
（A）外国駐在労働者
（B）外国移住者
2　失業保険制度
3　補足的退職制度
三　小括
第二節　欧州連合（EU）における国際社会保障法の展開
―各国社会保障制度の連携・調整
一　適用対象
1　人的適用範囲
（A）定義
（B）具体的基準
2　物的適用範囲

（A）定義
（B）論点
二　連携・調整の原則
1　準拠法決定
（A）一般原則
（B）例外
2　平等取扱
（A）保険料と給付における差別の禁止
（B）間接差別
3　他の構成国での事実の考慮
（A）家族給付
（B）労働災害補償
（C）無拠出制給付
4　期間の通算
5　給付の負担配分
（A）原則
（B）例外
6　給付の移送

（A）居住要件除去の原則
（B）例外
三　小括
結びにかえて

はじめに

日本人労働者が日本企業または日本人使用者との間で締結された労働契約に基づき日本で労務を提供する労働関係を、純国内的労働関係とするならば、近年における労働関係は、その国際化が著しく進展している。すなわち、日本における外国人労働者の増加、日本人労働者の海外派遣、移住、そして、日本企業の海外進出、である。

このような労働関係の国際化は、新たな多くの法的課題を提起する。まず、労働法の領域においては、第一に、国際的労働関係をめぐる紛争が発生した場合、当該国際的労働事件の裁判管轄、および、準拠法決定という、いわゆる国際労働関係法上の法的課題が提起される。(1) また、第二に、各国それぞれの国内法として展開する国際労働関係法を、二国間協定あるいは国際条約等、国際的規範の設定を通じて統一する試みも要請されるであろう。

しかしながら、労働関係の国際化およびこれに伴う人の国際的移動は、労働法の領域のみならず、社会保障法の領域においても多くの課題を提起する。まず第一に、国際関係における国内社会保障法の対応として、その適用範囲と内容、すなわち、国内の外国人に対する社会保障法の適用、および、外国居住者に対する社会保障法の域外適用が問題となる。(2)

また、第二に、各国の社会保障法が、それぞれ、その適用範囲、要保障事故、社会給付の内容、受給要件等を決定することから生じる、国際移動労働者に対する社会保障制度の二重適用あるいは欠缺、社会給付の享受における不利益等を回避するため、国際的規範の設定による、各国社会保障法の連携・調整が必要とされるであろう。(3)

このような、労働関係の国際化が社会保障法に提起する法的課題については、わが国においても、特に外国人労働者に対するわが国の社会保障法の適用問題を中心として、議論が行われているが、フランスにおいては、国際関係におけるフランス社会的保護法（Droit de la protection sociale）(4)の対応、および、国際的規範に基づく各国社会保障法の連携・調整は、「国際社会保障法」として、社会保障法における一つの重要な領域としてその体系化が進められている。このフランスにおける国際社会保障法を考察・検討することは、国際関係におけるわが国の社会保障法の対応、および、他国との社会保障制度の連携・調整を考えていくうえで、重要な示唆を与えるものと思われる。

したがって、本稿においては、フランスにおける国際社会保障法に関する理論、法制度を検討対象とすることにする。

ところで、このフランスにおける国際社会保障法は、二つの領域に大別される。一つは、二国間協定、欧州連合（EU）法など、各国社会保障制度の連携・調整を行う国際的規範が存在しない場合の、国際関係におけるフランス社会的保護法の適用、具体的には、フランスに居住する外国人、および、外国居住者に対するフランス社会的保護法の適用である。もう一つは、二国間協定、EU法など、フランスと他国との社会保障法の連携・調整を行う国際的規範が存在する場合の、当該国際的連携・調整規定である。

そこで、以下においては、まず第一に、国際的連携・調整規定がない場合の、人の国際移動に対する、フランス社会的保護法の対応、すなわち、「フランス国際社会保障法」を検討する（第一節）。そして第二に、フランスの関係する国際的規範の中で、最も重要である欧州連合（以下EUと略称）(5)における各国社会保障制度の連携・調整規則、すなわち、

「EU国際社会保障法」を考察することにしたい（第二節）。

（1）わが国における国際労働関係法の文献として、山川隆一「国際的労働関係と労働基準法」季刊労働法一七三号（一九九四年）六四頁、同「国際的労働関係の法律問題」労働法学会誌八五号（一九九五年）五頁、荒木尚志「国内における国際的労働関係をめぐる法律問題」労働法学会誌八五号八一頁、野川忍「国外における国際的労働関係をめぐる法的諸問題」労働法学会誌八五号一一五頁等参照。

（2）わが国における外国人労働者に対する社会保障法の適用を扱った文献は数多い。坂本重雄「外国人労働者への労災保険・社会保障法の適用」静岡大学法経研究四〇巻一号（一九九一年）一八二頁、高藤昭「国際規範からみたわが国社会保障法の国際化の現状と課題」社会労働研究三五巻一号（一九八八年）九頁、同「内外人平等待遇の原則とわが国の法体系・法理論」季刊社会保障研究二四巻四号（一九八九年）四一四頁、社会保障研究所編「外国人労働者と社会保障」（一九九一年、東大出版会）等参照。

（3）国際レベルにおける各国社会保障法の連携・調整を扱った文献として、前掲高藤昭「国際規範からみたわが国社会保障法の国際化の現状と課題」等参照。

（4）後述のように、フランスにおいて、日本の「社会保障」に対応する概念は、「社会的保護」(protection sociale) である。フランスの社会的保護制度は、社会保険、労働災害補償、及び、家族給付の三部門からなる「社会保障」(sécurité sociale)、「失業補償」(indemnisation du chômage)、「補足的社会保護」(protection sociale complémentaire)、ならびに、「社会扶助」(aide sociale) の四領域に大別される。

（5）欧州連合のフランス語訳は Union européenne であり、UEと略称されるが、本稿では、日本で一般に用いられている英

語訳の略称であるＥＵを欧州連合の略称として用いることにする。

第一節　フランスにおける国際社会保障法の展開
―内外人平等原則と域外適用

国際化に対するフランス社会的保護法の対応、すなわち、フランス国際社会保障法は、大別して二つの分野に区分される。一つは、フランスにおける外国人の社会的保護、もう一つは、外国居住者に対するフランス社会的保護制度の域外適用である。

したがって、以下においては、第一に、フランスにおける外国人の社会的保護（一）、第二に、外国居住者に対するフランス社会的保護制度の域外適用（二）について、検討することにする。

なお、前者については、社会保障制度の適用、連携・調整につき、フランスと二国間協定を締結している国あるいはＥＵ法の適用を受けるＥＵ構成国出身者等、国際的特別規定の適用を受ける外国人については、フランスの社会的保護制度の適用につき特別規定があり、また、後者についても、同じく、フランスと二国間協定を締結している国あるいはＥＵ構成国居住者については、フランス社会的保護制度の域外適用につき特別規定が存在するが、本節においては、前述のように、国際的特別規定が存在しない一般の場合のフランス社会的保護法の適用を考察対象とする。

一　フランスにおける外国人の社会的保護(1)

―内外人平等原則とその限界

フランスの社会的保護制度は、一般的に属地主義の原則に基づいて適用される。したがって、外国人もその国籍を問わず、フランス人と同一の条件で社会的保護制度を享受するという、内外人平等取扱がその原則である。しかしながら、この内外人平等取扱原則には一定の限界も存在する。

以下においては、フランスの社会的保護制度の外国人に対する適用における平等取扱原則（1）とその限界（2）について順に考察することにする。

1　内外人平等取扱原則

フランスの社会的保護（protection sociale）制度は、①社会保障法典に根拠条文をおき、社会保険（assurances sociales）、労働災害・職業病補償（réparation des accidents du travail et maladies professionnelles）、及び、家族給付（prestations familiales）の三部門からなる「社会保障」（sécurité sociale）制度、②労働法典に根拠条文をおく「失業補償」（indemnisation du chômage）制度、③社会保障法典および保険法典に根拠条文をおく「補足的保護」（protection sociale complémentaire）制度、ならびに、④家族および社会扶助法典に根拠条文をおく「社会扶助」（aide sociale）の四領域に大別される。(2)

したがって、以下、順に、社会保障（A）、失業補償（B）、補足的社会保護（C）、および、社会扶助（D）の各制度の外国人への適用について検討することにする。

（A）社会保障

フランスの社会保障制度は、属地主義（térritorialité）をその原則としている。したがって、一般に、フランスで職業活動を行う者は、フランス人であれ外国人であれ、社会保障制度への加入要件を充足している限り、社会保障制度への加入および保険料支払の義務に服し、フランス領土に居住している限り、社会保障制度上の社会給付を受ける権利を有する。すなわち、フランスにおいて職業活動を行う外国人は、その国籍を問わず、社会保障制度上の義務においても、権利においても、フランス人と平等に取り扱われる。

（1）義務における平等取扱

フランスにおける社会保障は、大別して四つの法定基礎制度によって担われている。すなわち、(1)賃金労働者およびこれと同一視される者を適用対象とする一般制度（régime général）、(2)商工業者、自由業者を適用対象とする自立制度（régimes aotonomes）、(3)農業経営者および農業労働者を対象とする農業制度（régime agricole）、(4)フランス国有鉄道、フランスガス・電気等特別の職業に従事する者を適用対象とする特別制度（régimes spéciaux）である。[3] フランスにおいて職業活動に従事する者は、その職業カテゴリーにより、対応する法定基礎制度に加入し保険料を支払う義務がある。外国人も、賃金労働者であれ、独立自営業者であれ、社会保障法上、フランス人と同一の制度加入・保険料支払義務を有する。

したがって、フランスで労働する外国人賃金労働者も、フランス人賃金労働者と同一の条件で一般制度に加入する義務を負う。すなわち、フランスで行われる労働という加入要件を充足する限り、全ての労働者は、その国籍、企業設立

場所に関わらず、フランスの制度に加入しなければならない。[4] フランスで職業活動が行われている限り、住居が外国であることはその加入を妨げない。[5] 使用者の国籍は、当該人がフランスで賃金労働者を雇用している限り、無関係である。使用者は、自分自身及びその賃金労働者のために社会保障に登録し、社会保障法典に規定された賃金に対する社会保険料を支払う義務がある。ただし、この義務は、外国企業については、フランスに事業所を有するもののみに課せられる。例外的に、外国人労働者がフランスに事業所を持たない使用者のためにフランスで労務を給付する場合、通常使用者に課せられる義務、すなわち、自身のために社会保障に登録を請求し、使用者及び労働者負担社会保険料を支払う義務を履行しなければならない。[6]

このフランス社会保障の一般制度への加入義務は、一九九三年一二月二〇日の雇用、労働、職業教育に関する五カ年法[7]により、外国からの派遣労働者にも適用されることとなった。すなわち、労働法典L三四一―五条は、「国際条約または協定による異なる定めのない限り、フランスで設立されたのでない企業がフランスにおいてサービスを提供する場合、同サービス提供のため派遣された労働者は、社会保障、補足的または職業上の社会保障法典第四巻第三編に規定された制度に関して、フランスで設立され、同一の産業部門の企業に雇用されている被用者に適用されるのと同一の法律、規則、協約上の規定に服する」と定めた。

なお、一九九四年七月一一日のデクレ第五七三号は、サービスの給付とは、請負契約、派遣契約あるいは賃金労働者を使用する全ての契約に基づいて行われる、工業的、商業的、手工業的、あるいは自由業的性格を有する活動であると定義している。[8]

（2）権利（給付）における平等取扱

フランス社会保障制度上の給付は、非職業的リスクに対する社会保険給付（a）、職業的リスクに対する給付（労災補償）（b）、及び、家族給付（c）の三つに大別される。

a　非職業的リスクに対する社会保険給付

フランス社会保障の法定基礎制度の中で最も代表的な、賃金労働者およびこれと同一視される者を適用対象とする一般制度は、非職業的リスクに対する保険として、疾病・出産保険（assurance maladie et matérnité）、障害保険（assurance invalidité）、死亡保険（assurance décès）、老齢保険（assurance vieillesse）、及び、遺族保険（assurance vœuvage）を有している。[9]

疾病・出産保険は、医療費償還及び休業補償を、[10]障害保険は、非職業的理由に基づく三分の二以上の労働能力の喪失または低下を被った者に対する年金、及び、年金受給者の死後の生存配偶者の年金を、[11]死亡保険は、死亡した被保険者の扶養家族の経済的困難を回避するための死亡一時金を、[12]老齢保険は、老齢年金[13]および生存配偶者に対する遺族年金（pension de réversion）を、[14]遺族保険は、子を養育中あるいは九年間以上一六才以下の子を養育していた生存配偶者で再婚していない五五才以下の者に対する遺族手当を、一定の要件に基づき支給する。

これらの給付への権利取得、給付内容につき、国籍により異なる取扱は存在しない。したがって、外国人も、フランス人と同様これらの給付を享受することができる。

b　労災補償給付

労災補償給付についても、受給要件として国籍条項は、存在しない。したがって、外国人労働者及びその家族も、一定の要件に基づき、現物治療給付、休業補償給付、恒久的労務不能年金、遺族年金、葬祭料を受給する。[16]

c　家族給付

フランスに居住する全ての人は、フランス人であれ外国人であれ、フランスに居住する扶養する子を有する場合、その子のために所定の要件に基づき、家族手当を享受する。[17] したがって、外国人もフランス人と同一の条件で、一定の要件のもと、社会保障法典の定める一二種類の家族給付、すなわち、幼児手当（allocation pour jeune enfant）[18]、家族手当（allocations familiales）[19]、家族補足手当（complément familial）[20]、住居手当（allocation de logement）[21]、特別教育手当（allocation d'éducation spéciale）[22]、成年障害者手当（allocation aux adultes handicapés）[23]、家族維持手当（allocation de soutien familial）[24]、学業手当（allocation de rentrée scolaire）[25]、単親手当（allocation de parent isolé）[26]、養子手当（allocation d'adoption）[27]、養育親手当（allocation parentale d'éducation）[28]、自宅保育手当（allocation de garde d'enfant à domicile）[29]、を享受することができる。

（B）失業補償

フランスにおける失業補償は、全失業（chômage total）に対する補償と部分失業（chômage partiel）に対する補償の二つに大別される。[30]

（1）全失業に対する補償

全失業、すなわち、雇用の喪失を余儀なくされた労働者に対する保障としては、企業と労働者により財政負担される労働協約上の制度である失業保険制度と、地方公共団体により財政負担される公的援助制度（全国連帯制度）の二つの制度がある。

第一に、失業保険制度（régime d'assurance chômage）[31] は、フランスの場合、全国全産業労働協約に基づく制度であ

り、現行制度は一九九四年一月一日の協約（一九九六年一二月三一日まで有効）[32]に基づくものである。同制度は、フランスに本社または事業場を有する全ての使用者とその使用者と労働契約を締結している全ての労働者を対象とし、労働者の国籍を問わない。したがって、同制度は、全失業者に対して、外国人についてもフランス人と同一の条件で、単一逓減手当（allocation unique dégressive）を代替収入として支給する。

第二に、公的援助制度（régime d'aides publiques）は、一定の失業保険給付受給要件を充足しない者、あるいは、その保険給付を使い尽くした者に対する公的援助である。同制度も、その国籍を問わず該当する労働者に、参加手当（allocation d'insertion）[33]および連帯手当（allocation de solidarité）[34]を支給する。

（2）部分失業に対する補償

他方、部分失業（chômage partiel）、すなわち、工場の一時的閉鎖あるいは労働時間の短縮により、その労働時間が法定労働時間または協約の定める労働時間を下回った場合、公的扶助手当（allocation d'aide publique）[35]、全国全産業協約に基づき使用者により支払われる付加手当（indemnisation complémentaire conventionnelle）[36]、および、月額最低報酬（rémunération mensuelle minimale）[37]が支給される。これらも国籍を問わず、要件を充足する全ての労働者に対して行われる補償である。

（C）補足的社会保護

フランスにおいては、社会保障制度（法定制度）の補完、すなわち、同制度の保障する社会的リスクに対する上積み保障、あるいは、同制度においてカバーされていない社会的リスク（特に自営業者、農業従事者）の保障を行う補足的

社会的保護制度[38]が発展している。この中でも、補足的退職制度[39]は、一般制度及び農業制度の老齢保険強制加入者である労働者（農業労働者を含む）については加入が強制され[40]、法定老齢年金を補充するものとして、重要な役割を果たしている。

これら補足的社会保護制度への加入については、国籍要件は存在しない。したがって外国人もこれを享受することができる。

（D）社会扶助（aide sociale）

フランスの社会扶助[41]としては、家族・社会扶助法典に根拠条文をおく法定社会扶助（aides sociales légales）と地方自治体が任意に補足的に行う任意補足的扶助（aides complémentaires facultatives）がある。

（1）法定社会扶助

フランスの法定社会扶助は、家族・社会扶助法典の規定する、個別社会的リスクに対する社会扶助と、一般的最低生活保障の役割を果たす、最低参加収入（revenu minimum insertion：RMI）[42]の二つに大別される。

第一に、個別社会的リスクに対する社会扶助としては、①医療扶助[43]、②老齢扶助[44]、③児童扶助[45]、④家族扶助[46]、⑤障害者扶助[47]、がある。

第二に、一般的最低生活保障の役割を果たす最低参加収入（RMI）は、一九八八年一二月一二日の法律により創設され、一九九二年七月二九日の法律により実施されたものである。同制度は、二五才以上のフランス居住者でその月あたり収入が一定基準額（一九九五年一月一日現在二三二五、六六フラン）以下である全ての者に対して、同基準額と実収

入との差額を、申請者の個別的状況を考慮し、社会への参加・統合を可能にするためのプログラムを定めた社会参加契約（contrat d'insertion）を当該申請者が地方参加委員会（commissions locales d'insertion）と締結することを条件に支給する制度である。[48]

社会扶助の根拠条文である家族・社会扶助法典は、フランスに居住する全ての人は、法定付与要件を充足する限り、同法典の規定する社会扶助を享受すると規定し、[49]これらの法定社会扶助手当の支給にはいっさい国籍条項は存在しない。したがって、外国人もフランス人と同様、これら法定社会扶助を享受することができる。

（2）任意社会扶助

内外人平等取扱原則は、法定社会扶助のみならず、任意社会扶助にも適用される。憲法院は、一九八九年六月三〇日の判決で、両親のいずれかがフランス人、EC構成国出身者、無国籍者または政治的亡命者である場合のみ、養育親休暇中、任意社会扶助としてパリ市が手当を支給するとのパリ議会の決議は、平等取扱原則を定めた憲法第二条違反で無効と判断している。[50]

（1）フランスにおける外国人の社会的保護については、Isabelle DAUGAREICH, Protection sociale, Dictionnaire Permanent Droit des Etrangers, 1995. ; Mémento pratique Francis Lefebvre Social, 1995, Etrangers, n° 4310 et s. ; Gérard Lyon-Caen et Antoine Lyon-Caen, Droit social international et européen, p. 114 et s. ; Jean-Jacques DUPEYROUX, le droit de l'étranger à la protection sociale, D.S. 1994, p. 69. ; Xavier PRETOT, La conformité à la Constitution de la loi portant diverses dispositions relatives à la sécurité sociale et à la santé, D.S. 1990, p. 352. ; L'illégalité de la

subordination à condition de nationalité de l'attribution des prestations d'aide sociale facultative, D.S., 1989, p. 767. 等参照。また、邦文献として、山崎文夫「フランスの外国人雇用と社会保障法」国士舘法学二十四号（一九九二年）一一三頁、同「出稼ぎ外国人労働者と医療保障―フランス法の視角から」国士舘法学二十五号（一九九三年）五五頁、同「フランスの外国人と社会保障の権利」国士舘法学二十六号（一九九四年）一二五頁等参照。

(2) フランスの社会的保護制度の概観については、Jean-Jacques DUPEYROUX, Droit de la sécurité sociale, Dalloz, 12ème édition, 1993, p. 263 et s. ; Jean-Pierre CHAUCHARD, Droit de la sécurité sociale, L.G.D.J., 1994, p. 399 et s. 等参照。

(3) フランスの法定基礎制度については、Jean-Jacques DUPEYROUX, Droit de la sécurité sociale, op.cit., p. 283 et s. ; Jean-Pierre CHAUCHARD, Droit de la sécurité sociale, op.cit., p. 73 et s. 等参照。

(4) C.S.S., art. L. 311-2.

(5) Cass. soc., 11 mai 1966, n° 65-10. 141, Bull. jir. USANSS 66-34.

(6) C.S.S., art. R. 312-7.

(7) Loi quinquenalle relative au travail, à l'emploi et à la formation professionnelle du 20 déc. 1993, JO du 21 déc. 1993.

(8) C. trav., art. D. 341-5.

(9) 一般制度の保障する社会的リスクとその給付については、Jean-Pierre CHAUCHARD, Droit de la sécurité sociale, op. cit., p. 241 et s.等参照。

(10) C.S.S., art. L. 313-1 et s.

(11) C.S.S., art. L. 341-1 et s.

(12) C.S.S., art. L. 361-1.

(13) C.S.S., art. L. 351-1 et s., art. R. 351-11 et s.

(14) C.S.S., art. L. 353-1 et s., art. R. 353-1 et s.

(15) C.S.S., art. L. 356-1 et s.

(16) C.S.S., art. L. 411-1 et s.

(17) C.S.S., art. L. 512-1.

(18) C.S.S., art. L. 531-1. et s., art. R. 531-1 et s., art. D. 532-1.

(19) C.S.S., art. L. 521-1. et s., art. R. 521-1 et s., art. D. 521-1.

(20) C.S.S., art. L. 522-1. et s., art. R. 522-2.

(21) C.S.S., art. L. 542-1. et s., art. R. 542-2 et s.

(22) C.S.S., art. L. 541-1. et s., art. R. 541-2 et s.

(23) C.S.S., art. L. 821-1. et s., art. R. 821-1 et s., art. D. 821-1 et s.

(24) C.S.S., art. L. 523-1. et s., art. R. 523-1 et s.

(25) C.S.S., art. L. 543-1., art. R. 543-1.

(26) C.S.S., art. L. 524-1. et s., art. R. 524-1 et s.

(27) C.S.S., art. L. 535-1. et s.

(28) C.S.S., art. L. 532-1. et s., art. R. 532-1 et s.

(29) C.S.S., art. L. 842-1. et s., art. R. 842-1 et s., art. D. 842-1 et s.

(30) フランスの失業補償制度については、Mémento pratique Francis Lefebvre Social, Chômage, n° 1259 et s. 等参照。

(31) C. trav., art. L. 351-3. et.s.

(32) Convention de chômage du 1er janv. 1994, agrée par Arr. du 4 janv. 1994, JO. 8 janv.

(33) C. trav., art. L. 351-9. et s., art. R. 351-9 et s.

(34) C. trav., art. L. 351-10., art. R. 351-13 et s.

(35) C. trav., art. L. 351-25., art. R. 351-50 et s.

(36) Accord national interprofessionnel du 21 fév. 1968.

(37) C. trav., art. L. 141-10 et s., art. R. 141-3 et s.

(38) フランスの補足的社会保護制度については、Jean-Jacques DUPEYROUX, Droit de la sécurité sociale, op.cit., p. 751 et s. ; Mémento pratique Francis Lefebvre Social, Retraite, n° 8200 et s. 等参照。

(39) C.S.S., art. L. 731-1. et s.

(40) C.S.S., art. L. 731-5.

(41) フランスの社会扶助については、Elisa ALFANDARI, Action et aides sociales, Dalloz, 4ème éd., 1989 ; Mémento pratique Francis Lefebvre Social, Aide sociale, n° 250 et s. 等参照。

(42) Loi du 12 dec. 1988, modifiée par la loi du 29 juillet 1992, JO 30 juill.

(43) C.F.A.S., art. 187-1 et s.

(44) C.F.A.S., art. 157 a 165.

(45) C.F.A.S., art. 40 a 47.

(46) C.F.A.S., art. 150 a 156.

(47) C.F.A.S., art. 166 a 178.

(48) 最低参加収入（RMI）制度については、Jean-Pierre CHAUCHARD, Droit de la sécurité sociale, op.cit., p. 453 et s. 等参照。

(49) C.F.A.S., art. 124.

(50) CE 30 juin 1989, Ville de Paris c-Levy, RFD adm. 1990, p. 579.

2　平等取扱原則の限界

しかしながら、フランス社会的保護法における内外人平等原則には、以下のような限界が存在する。すなわち、第一に、一定の無拠出制社会保障給付における国籍要件の存在、第二に、労災補償給付を除く全ての社会保障給付、失業給付、および、一定の社会扶助給付における適法滞在・就労要件の導入、ならびに、一定の給付の受給権取得のために外国人のみに要求される居住期間要件の存在、第三に、受給権の発生した給付の支給において、外国人のみに要求される居住要件（給付の移送の禁止）の存在、である。また、第四に、フランス人と同一の要件であるが、結果として特に国際移動型の外国人労働者にとって不利益を生じる要件が存在する。

以下、これらの平等取扱原則の限界について、国籍要件（A）、適法滞在・就労要件及び居住期間要件（B）、受給権の発生した給付の支給における居住要件（C）、属地主義に基づき不利益を生じる要件（D）の順に検討する。

（A）国籍要件

フランスにおいては、特に老齢リスクに関し、拠出制給付を受給できない、あるいは、不十分な給付しか受給できない高齢者に対して、社会扶助給付とは別に、社会保障の一般制度から支給される無拠出制給付[1]が存在している。

これらの老齢リスクに対する社会保障制度上の無拠出制給付の中には、社会的住居手当や個別住宅援助[2]のように、国籍要件のない給付もあるが、それ以外の、高齢賃金労働者手当（allocation aux vieux travailleurs salariés : AVTS）[3]、高齢自営業者手当（allocation aux vieux travailleurs non salariés : AVTNS）[4]、母親手当（allocation aux mères de famille）[5]、特別手当（allocation spéciale）[6]、全国連帯基金手当（allocation du Fonds national de solidarité）[7]については、国籍要件が存在し、その受給者は、フランス国籍者、無国籍者、亡命者、フランスとの二国間協定締結国出身者、および、EU構成国出身者に限定されている。

しかしながら、一九九〇年一月二二日の憲法院判決は、全国連帯基金手当につき、外国人は国際相互協定締結国出身者のみこれを享受しうるという条文にEC構成国出身者をいれようとした一九九〇年一月二三日の法律[8]第二四条に対して、同給付は、他の老齢給付を補完する老齢最低収入保障であり、適法に滞在している外国人の間で、国際協定締結国出身者か否かにより差別的取扱を設ける合理性がないとしてこれに違憲判断を下した。[9]したがって、同判決以降、立法府は、少なくとも、一定の外国人に対しフランス人と同一の取扱を認める限り、他の適法にフランスに滞在している外国人全てについて、フランス人と同一の取扱を認めなければならず、国籍要件を課すことは許されないものと解される。

しかしながら、同判決以前の法律により規定された、これらの給付における国籍条項は、現在も削除されることなく存在している。

（B）適法滞在・就労要件及び居住期間要件

フランスの社会的保護制度上の給付には、外国人の権利取得について、適法滞在・就労要件、または（および）一定の居住期間を要件とするものが存在する。

（1）社会保障給付

フランスにおける不法滞在・就労者を減少させるため、移民抑制と外国人の入国・滞在に関する一九九三年八月二四日の法律[12]は、フランス滞在外国人の社会保障制度への加入と給付への権利につき、その滞在・就労における適法性を要件とした。この適法滞在・就労資格については、一九九四年九月二一日のデクレ第八二〇号[13]がこれを列挙している。[14]

まず、義務的社会保障制度（法定基礎制度、義務的補足的退職制度）に加入しうる外国人は、社会保障法典に列挙された適法滞在・就労資格を有する者のみである。[15]適法滞在・就労要件を充足しない者が義務的社会保障制度に加入した場合、保険料支払義務は発生するが[16]、後述のように、原則として受給権は発生しない。

社会保障管掌機関は、外国人の加入の際、および、加入後定期的に、当該外国人が適法滞在・就労要件を充足しているかどうか確認しなければならない。当該社会保障管掌機関は、その確認のために、必要な行政上の情報を国の行政機関の書類により知ることができる。[17]

他方、社会保障制度上の給付への権利については、ほとんど全ての給付の受給要件として、適法滞在・就労要件が導入された。すなわち、障害給付[18]、老齢給付[19]、疾病、出産、死亡給付[20]、遺族給付[21]、家族給付[22]、社会的住居手当[23]、および、個別住宅援助[24]、である。

これに対し、例外的に、滞在及び就労の適法性が要件として課されないのは、以下の四つの場合である。

第一に、労働災害補償給付については、違法に滞在・就労している外国人であってもこれを受給することができる。その場合、使用者は、労災補償給付を管掌する疾病保険基礎金庫（caisse primaire d'assurance maladie）にその被災者に対して支払われた全給付を償還しなければならない。[25]

第二に、その滞在の適法性のいかんを問わず、受刑中の外国人は、その扶養家族のために現物給付を給付しうる疾病・出産保険に義務的に加入しなければならない。当該外国人が労役を行っている場合は、一般制度の老齢保険に加入しなければならない。

第三に、未成年外国人は、自分を扶養する被保険者が適法に滞在・就労していれば、その滞在の適法性のいかんを問わず、疾病、出産、死亡保険の給付を受給しうる。

第四に、外国人とその扶養家族は、滞在資格の更新がされなかったため違法状態になった後も、疾病、出産、障害、死亡保険の給付を受ける権利を自動的に一年援用しうる。[26]

（2）社会扶助給付における適法滞在・就労要件及び居住期間要件

移民抑制と外国人の入国・滞在に関する一九九三年八月二四日の法律と一九九三年九月二六日の通達[27]は、社会扶助給付を、適法な滞在または一定の居住期間を要件とする給付と要件としない給付を区別した。

まず第一に、滞在の適法性要件も居住期間要件も要求されない給付は、児童扶助（aide sociale à l'enfance）、宿泊または社会再適応センターへの入所の場合の社会扶助、医療施設における医療扶助（医療施設における治療、検査、投薬に対する費用負担）である。[28]

第二に、居住期間あるいは滞在の適法性のいずれかを要求される給付は、自宅における医療扶助、および、高齢者へ

の自宅における社会扶助単純手当である。[29] 前者については、適法な在留資格またはフランスでの三年以上の中断のない居住が、後者については、適法な在留資格または七〇才以前に一五年以上フランスに中断なく居住していたこと、が要求される。[30]

第三に、それ以外の個別的社会扶助については、滞在の適法性要件のみが要求される。[31] ただし、例外的状況を考慮し、滞在の適法性の要件を考慮せず給付を行う場合がある。[32]

なお、一般的最低生活保障機能を有する最低参加収入（RMI）の受給には、居住期間及び滞在の適法性の双方が要求される。すなわち、外国人が同手当を受給するためには、三年以上フランスに中断なく適法に滞在していることが必要とされている。[33]

（3）失業補償

失業補償給付を享受できるのは、有効期間中の労働資格を持っている労働者のみである。フランスにおいては、いかなる者もフランスでの労働資格を有していない外国人を雇用してはならないと労働法典で定められている。[34] 他方、違法に雇用された労働者が享受することのできる労働法上の権利として、労働時間、安全衛生、勤続年数に伴う利益、報酬、解雇手当が同法典に定められているが、失業補償はその対象から除外されている。[35]

（4）個人保険（assurance personnelle）

フランスに居住している全ての者は、何らかの資格で義務的社会保障制度の疾病・出産保険の現物給付を受給することができない場合、個人保険に加入することができる。[36]

ただし、外国人は、同保険に加入するためには、フランスに適法に3カ月以上滞在していることを証明しなければならない。[37]

（5）憲法院の判断

このように、フランスの一定の社会的保護給付には、その享受につき、適法滞在・就労要件または（および）居住期間要件が課せられているが、一九九三年八月一八日の憲法院の判決[38]は、一九九三年八月二四日の法律が、一定の社会保障給付及び社会扶助給付に、適法滞在要件と居住期間要件を導入したことを合憲と判断した。

すなわち、まず第一に、社会保障給付におけるこれらの要件の導入については、適法に滞在・就労する外国人と適法性のない外国人は、法目的に照らし同一の状態にないことを理由に、一九五八年憲法第二条における平等原則に反しないとした。

また、第二に、社会扶助給付のいくつかにおけるこれら要件の導入については、主要な社会扶助給付にはこれら適法滞在・就労要件も居住期間要件もなく、適法滞在・就労要件または居住期間要件を課している自宅医療扶助についても、社会福祉担当大臣に例外措置をとることを認めているので、一九五八年憲法により継承された一九四六年憲法前文一一項の「全ての人に健康、身体の安全、休息、余暇を保障する。その年齢、身体的精神的状態または経済的状況により労働しうる状態にない者は、共同体から適切な生存の為の手段を得る権利を有する」との原則を実効あらしめているものと理解されなければならないと判断した。

（C）支給における居住要件

非職業的リスクに対する社会保険給付及び労災補償給付には、外国人のみに課される、支給の際の居住要件が存在する。

（1）社会保険給付

外国人労働者とその扶養家族は、フランスに住居を有している場合に、社会保険給付を享受する。[39]

したがって、フランス人には支給の際の居住要件がなく移送可能な、老齢年金、障害年金、遺族年金についても、外国人労働者とその扶養家族は、フランス領土を離れた場合これを享受することができない。

（2）労災補償給付

労災補償給付については、一時的労務不能期間は、フランス人も外国人も、その給付を管掌する疾病金庫が医療コントロールしうるという条件で、医療補償及び休業補償の権利を有したまま外国に滞在する事ができる。

しかしながら、恒久的労務不能の場合、年金はフランス国籍者のみに給付の移送が認められている。外国人がフランスを離れる場合、年金の支給は停止される。フランスを離れる外国人労働者はその全補償として年金（rente）の三年分に等しい一時金のみを受け取ることができる。[40]

また、外国人扶養家族は、フランスを離れる場合、被災者が死亡した場合の生存配偶者に対する年金の支給を停止される。この場合、当該扶養家族は、その全補償としてその年金の三年分に等しい一時金のみを受け取ることができる。[41]

さらに、災害時、外国人である扶養家族がフランスに居住していなかった場合、当該扶養家族はいかなる補償も受けることはできない。[42]

（D）属地主義に基づく不利益

他方、社会的保護給付の権利取得要件あるいは支給要件の中には、国籍を問わず同一の要件であるが、特に国際移動型の外国人労働者およびその家族にとって不利益を生じる可能性の高い要件が存在する。

（1）非職業的リスクに対する保険給付

a　疾病・出産保険給付

原則として、疾病・出産時の医療費は、フランスで医療を受けなければその費用の償還も受けることができないので、[43] たとえば、被保険者の家族が外国に居住し外国で医療を受ける場合、あるいは、当該被保険者が出身国に戻って医療を受ける場合、保険給付を受けることができない。

b　老齢保険給付

老齢保険給付の算定は、専らフランスにおける保険期間のみに基づいて算定され、国際協定のある場合を除き、他国における保険期間を算入することはできない。また、出国する場合何らかの形で同権利を保持したり、一時金による清算を行う等の方法もない。したがって、国際移動型の労働者は、老齢給付の受給において不利益を被ることになる。

c　遺族保険給付

子を養育中あるいは九年間以上一六才以下の子を養育していた生存配偶者で再婚していない五五才以下の者に対する給付である遺族給付は、当該生存配偶者がフランスに居住している場合にのみ支給される。[44] したがって、たとえば、当該生存配偶者が外国人で出身国に帰国するような場合など、当該給付を享受することはできないことになる。

（2）労災補償給付

補償の対象となる労働災害は、外国駐在労働者または外国移住者でフランス労災保険が継続適用されている場合を除き、フランス領土で起こったものでなければならない。また、外国に職業病の原因がある場合、同職業病は補償の対象とならない。したがって、たとえば外国での労働に部分的に職業病の原因がある場合、外国での労働が職業病の認定等において考慮されないことになる。

（3）家族給付

家族給付を受給するためには、一定の例外的場合[45]を除き、受給者およびその扶養される子が受給時フランスに居住していなければならない。[46]

したがって、たとえば、家族と離れてフランスで労働する外国人は、家族給付を享受することができない。

（4）失業補償

失業補償給付を受給するためには、求職者としてフランスの職業安定所（Agence nationale pour l'emploi : ANPE）に登録し、求職活動をしなければならない[47]ので、たとえば、失業給付をもらいながら、他国で求職活動をすることはできないことになる。

（1）Mémento pratique Francis Lefebvre Social, 1995 n° 9350 et s. 参照。

(2) C.S.S., art. L. 831-1.

(3) C.C.H., art. L. 351-2-1.

(4) C.S.S., art. L. 811.

(5) C.S.S., art. L. 812-1.

(6) C.S.S., art. L. 813-1. et L. 813-5.

(7) C.S.S., art. L. 814-1.

(8) C.S.S., art. L. 815-5.

(9) C.S.S., art. L. 815-5.

(10) L. n° 90-86 du 23 janv. 1990, portant diverses dispositions relatives à la Sécurité sociale et à la santé, JO 25 janv.

(11) D. n° 89-269 du, 22 janv. 1990, JO 24 janv. なお、同判決の評釈として、Xavier PRETOT, La conformité à la Constitution de la loi portant diverses dispositions relatives à la sécurité sociale et à la santé, D.S. 1990, p. 352. 参照。また、前掲山崎文夫「フランスの外国人と社会保障の権利」二三七頁以下参照。

(12) L. n° 93-1027 du 24 août 1993, relative à la maitrise de l'immigration et aux conditions d'entrée, d'accueil et de séjour des étrangers en France, JO 29 août 1993. 同法律については、Legis. soc.-D5- N° 7172 du 22 déc. 1994. 参照。

(13) D. N° 94-820 du 21 sept. 1994, JO 23 sept.

(14) C.S.S., art. D. 115-1 et s.

(15) C.S.S., art. L. 115-6. 1er al.

(16) C.S.S., art. L. 115-6. al. 2.

(17) C.S.S., art. L. 115-7.

(18) C.S.S., art. L. 161-16-1.

(19) C.S.S., art. L. 161-18-1.

(20) C.S.S., art. L. 161-25-1, L. 161-25-2.

(21) C.S.S., art. L. 356-1.

(22) C.S.S., art. L. 512-2.

(23) C.S.S., art. L. 831-1.

(24) C.C.H., art. L. 351-2-1.

(25) C.S.S., art. L. 471-1. al. 3 ; C. rur., art. 1777.

(26) D. n° 93-325 du, 13 août 1993, JO 25 août.

(27) Circ. DPM n 93/26, 26 sept. 1993, BO trav. n 93/23, 20 déc.

(28) C.F.A.S., art. 186, 1° à 3°

(29) C.F.A.S., art. 158.

(30) C.F.A.S., art. 186.4° et 5°.

(31) C.F.A.S., art. 186.

(32) Circ. DPM n 93/26, 26 sept. 1993, BO trav. n° 93/23, 20 déc.

(33) Circ. DSS/DIRMI/93/03, 26 mars 1993.

(34) C.trav., art. L. 341-6.

(35) C.trav., art. L. 341-6-1 et art. R. 351-25.

(36) C.S.S. art. L. 741-1., R. 741-1 et D. 741-1.

(37) C.S.S. art. R. 741-1 et D. 741-1. modifiés par Arr. 23 juin 1993, JO 2 juill.

(38) Dec. n° 93-325 du, 13 août 1993, JO 18 août, p. 11722. 同判決については、Jean-Laques DUPEYROUX et Xavier PRETOT, le droit de l'étranger à la protection sociale, Dr. soc. 1994, p. 69. 参照。また、前掲山崎文夫「フランスの外国人と社会保障の権利」二四〇頁以下参照。

(39) C.S.S., art. L. 311-7.

(40) C.S.S., art. L. 434-20, et art. R. 434-38.

(41) C.S.S., art. L. 434-20, al. 2.

(42) C.S.S., art. L. 434-20, al. 3.

(43) C.S.S., art. L. 332-3. 例外的に外国での医療費が償還されるのは、被保険者または扶養家族が外国で病気にかかった場合、あるいは、フランスでは適切な治療を受けることができないことを当該人が証明する場合である。

(44) C.S.S., art. L. 356-1.

(45) 医学的理由または学業完成のための外国滞在、三カ月以内の短期滞在、国境付近居住者で子が医療または教育のため隣国の施設にいる場合、である（C.S.S., art. R. 512-1, al. 2.）。

(46) C.S.S., art. L. 512-1.

(47) C. trav., art. L. 351-16. et R. 351-26 et s.

二　外国居住者の社会的保護
―属地主義と域外適用

フランスの社会的保護制度は、前述のように、原則として属地主義原則に立脚している。すなわち、社会保障制度においては、一般的に、フランスで職業活動を行う者は同制度への加入義務を負い、フランス領土に居住している限り、給付を受ける権利を有する。失業補償も、基本的に国内労働者を対象とするものである。しかしながら、企業によるその労働者の外国派遣を容易にし、もしくは、当該労働者の社会的保護上の不利益を回避するため、または、外国に居住するフランス人の社会的保護のため、社会保障制度の部分的域外適用、及び、失業補償制度の一つである失業保険制度の域外適用制度が確立された。また、補足的退職制度も部分的域外適用を認めている。以下においては、フランスとの国際協定、あるいは、EU法に基づく特別の社会保障制度の連携・調整規則の適用のない国の居住者に対する、社会保障制度（1）、失業保険制度（2）、及び、補足的退職制度（3）の域外適用制度を中心に考察することにする。(1)

なお、社会扶助は、フランスに居住している人のみを適用対象とし、(2)域外適用は行われない。

1　社会保障制度

社会保障制度の部分的域外適用制度は、当該人の居住地または労務履行地とは無関係に、単なる保険料の支払に基づく社会保障制度の享受を許容するものである。

同制度は、一九六五年七月一〇日の法律、一九七六年一二月三一日の法律、一九八四年七月一三日の法律により創設、改正され、社会保障法典L七六一―一条以下に法典化されている。同制度においては、外国居住者は「外国駐在労働者（travailleurs détachés）」と「外国移住者（éxpatriés）」の二つのカテゴリーに区別され、いずれに属するかにより異なる取り扱いを受けている。したがって、以下においては、「外国駐在労働者」および「外国移住者」のそれぞれにつき、社会保障の域外適用制度を検討する。

（A）「外国駐在労働者」と社会保障の域外適用[3]

外国駐在労働者に対する社会保障の域外適用制度は、一九七六年一二月三一日法により創設された。

「外国駐在労働者」とは、社会保障法典の定義するところによれば、フランス人か否かを問わず、使用者により外国に一時的に派遣される賃金労働者およびこれに準ずる者、である。[4]「外国駐在労働者」は、その住居と労務履行地をフランスに有しているとみなされる。すなわち、彼らがフランス領土を立ち去らなかったものと取り扱うのである（擬制的属地主義）。しかしながら、同制度の適用を受けるためには、国際協定等が適用されない場合、使用者による保険料の支払の約束がその要件となる。また、国際協定等が存在しない場合、新たな労務地国において保険加入義務がある場合、同加入義務は免除されない。したがって、保険への二重加入、保険料の二重支払の危険性が存在する。

（1）適用対象

「外国駐在労働者」として社会保障制度の適用を受けうるのは、一定の要件をみたす賃金労働者、または、これと同一視される者である。独立自営業者、あるいは、「外国駐在労働者」と定義されない賃金労働者は、フランス社会保障制

度からみれば、「外国移住者」と定義される。

（2）駐在の要件と手続

駐在は、まず第一に、労働者と当初の使用者との従属関係の存続を前提とする。労働者は、同使用者から報酬を支払われ続け、使用者は必要な保険料の全てを支払う義務を負う。[5] 採用に伴う即時の派遣も可能であり、契約展開中の派遣と区別されない。

駐在は、第二に、一時的業務を前提とする。一時的であると性質決定される一時的派遣の最大期間は、三年（当初は六カ月）であり、一度だけ更新しうる。[6] 引き続き行われる駐在の場合は、三カ月以内の駐在を除き、当該駐在の間に二年の期間をおくことを要求する。

手続の開始は使用者の義務である。使用者は当該労働者が所属する金庫に照会しなければならない。形式が整えば、当該労働者がその通常の労務地の社会保障制度の適用下にあることを証明する証明書が交付される。同証明書は請求の日にさかのぼって効力を有する。

（3）駐在の効果

駐在期間中、当該労働者は、その住居と労務地をフランスに有しているとみなされ、フランス社会保障制度のもとにあり続ける。当該労働者は同制度に加入し（保険料の支払義務）、同制度を享受する（給付受給権）。すなわち、① 本人および扶養家族（フランスにとどまる場合であれ、随行する場合であれ）への疾病・出産保険の現物給付、② 労災・職業病補償の現物・金銭給付、③ 障害保険の諸給付、④ 死亡一時金、⑤ 遺族保険給付、の各給付を享受すること

ができる。また、外国での職業活動期間は、老齢保険における加入期間として算入される。(7)

しかしながら、フランス家族給付は、家族がフランスにとどまっているとき、または、家族が労働者の労務履行地に随行し、かつ、当該労務地国がフランスとの国際協定締結国もしくはＥＵ構成国である場合にのみ支給される。

外国で発生した労働災害については、手続と通知期間が緩和されている。企業は、休業補償としての金銭給付である日々手当（indémnités journalières）を、労災補償の管掌機関である疾病基礎金庫（caisses primaires d'assurance maladie : CPAM）の代わりに先払いすることができ、後に同金庫より償還を受ける。傷病につき必要な医療費用（薬品、治療、入院）についても、適用される料金はしばしば超過が認められる。(8)

また、疾病・出産の現物給付については、外国で受けた医療に関しては、原則として、現実に支払われた費用を基礎とし、フランスにおける償還率・額の限度で償還するという形で行われる。

（B）「外国移住者」と社会保障の域外適用

外国移住者に対する社会保障の域外適用制度は、一九六五年七月一〇日の法律により創設、一九七六年一二月三一日の法律、一九八一年六月二七日の法律、および、一九八四年七月一三日の法律により改正され現在にいたっている。

「外国移住者」とは、外国居住フランス人であって、「外国駐在労働者」と定義されない者である。移住者の居住国における社会保障制度による保護の欠如、特に開発途上国における社会保障制度の不十分さを補完するため、あるいは、フランス社会保障制度の年金受給における不利益を回避するため、フランス法は、外国移住者に対して、個別的にフランス社会保障制度に加入する権利を次第に確立した。

現行制度においては、外国に居住するフランス人は、職業活動に従事している場合であれ、そうでない場合であれ、

賃金労働者であれ独立自営業者であれ、フランスの諸制度に任意に加入し保険料を支払うことにより、社会給付を受けることができる。(9)

しかしながら、家族給付については、当該労働者がEU構成国または国際協定締結国に居住している場合、または、当該家族がフランスにいる場合を除き、支給されない。

以下、外国移住者に対する社会保障の域外適用について、当該移住者が賃金労働者である場合とそうでない場合に区別して検討する。

(1) 賃金労働者

賃金労働者は、フランス国籍を有する場合、「外国移住者」として、疾病・出産・障害任意保険、労災任意保険、一般制度の老齢任意保険に加入することができる。

a　疾病・出産、障害、労災・職業病

賃金労働者は、疾病・出産・障害任意保険および労災任意保険のいずれかまたは両方に加入することができる。加入者は、外国在住フランス人金庫（Caisse des Français à l'étranger : CFE）に属し、同金庫は、疾病・出産・障害任意保険および労災・職業病任意保険を独立して管理する。

フランス企業（使用者）は、外国で雇用しているフランス人または外国人労働者に代わって、任意保険加入手続をとることができる。これは当該労働者が望んだ場合は使用者の義務となる。

保険料の支払は、もっぱら当該賃金労働者の負担である。しかしながら、使用者は、保険料の一部または全部を負担することができる。保険料の算定基礎となる報酬は、疾病・出産・障害任意保険の場合、二つのカテゴリーに分類され

定額である。保険料率は、八、四％である。労災任意保険の場合、労働者は一定の範囲の中で算定基礎を選択することができる。保険料率は、一・五％である。

被保険者である賃金労働者及び扶養家族は、疾病・出産・障害任意保険においては、疾病・出産における現物給付及び障害年金を、労災任意保険においては、現物給付および金銭給付の双方を受給する。

しかしながら、賃金労働者は、保険料を付加的に支払うことにより、付加給付（疾病・出産における金銭給付、死亡一時金）を受けることができる。[10]

b　老齢保障

賃金労働者は、フランス国籍を有する場合、一般制度の老齢任意保険に加入することができる。同保険を管理するのは、外国在住フランス人金庫（CFE）である。

当該賃金労働者は、他の一般制度への加入者と同様に決定される保険料をもっぱら自己の負担で支払う。しかしながら、使用者は保険料支払の一部または全部を負担することができる。

当該被保険者の任意保険加入期間は、年金受給権の有無および額の決定において算入され、他の加入者と同一の給付を受給する権利を有する。[11]

（2）他の移住者

外国で職業活動を営むフランス人独立自営業者は、出産・疾病については任意保険に、労災については労災任意保険に加入することができる。これらの保険を管理するのは外国在住フランス人金庫（CFE）である。

また、老齢、障害、死亡については、独立自営業者老齢・障害・死亡保険制度、および自営業者老齢任意保険に加入

することができる。

保険料は、他の独立自営業者と同様、もっぱら自己の負担で支払われ、同一の給付を受給する。[12]

2　失業保険制度

フランスにおける失業補償の中核をなす失業保険制度は、前述のように、全国全産業労働協約により創設された協約上の制度であり、労使による管理が行われている。同制度は、当初は、国内における適用を想定していた。

しかしながら、立法者は、一九七九年一月一六日の法律により、同制度に関与した。すなわち、「全ての使用者は、外国への一時的派遣労働者および外国へのフランス人移住労働者を含む全ての労働者に対し、失業リスクに対する補償を行わなければならない」とした。[13] そしてこれに基づき、外国駐在労働者及び外国移住フランス人賃金労働者に対し、失業保険制度を義務的に適用することとした。また、他方、他の外国勤務労働者についても任意的加入制度を創設した。[14]

(1)　適用対象の拡大

a　外国駐在労働者

全ての国籍の外国駐在労働者は、EU諸国での駐在を除き、強制的にフランス失業保険制度の適用をうける。

当該労働者の使用者は、労使二者構成の失業保険管掌機関であり、企業の加入、保険料の徴収及び手当の支給を担当する工業・商業における雇用組合（Associations pour l'emploi dans l'industrie et le commerce: ASSEDIC）に保険料を支払わなければならない。

b　外国移住労働者

フランス人及びＥＵ諸国出身者は、その期間に関わらずＥＵ構成国以外の外国で労務を提供するためにフランスで設立された企業と労働契約を締結した場合、強制的にフランス失業保険制度の適用を受ける。

当該労働者の使用者は、移住労働者失業金庫（Caisse chômage des éxpatriés）に特別に加入し、保険料を支払わなければならない。

c　任意適用企業・労働者

外国（ＥＵを除く）で企業活動を行うために採用された現地労働者あるいは当該国以外の外国人労働者（外国駐在労働者としても外国移住労働者としてもフランス失業保険制度が義務的に適用されない）の失業リスクをカバーするため、フランスで設立された企業・使用者と当該現地労働者あるいは当該国以外の外国人労働者もフランスの失業保険制度に加入することができる。

（2）給付要件

失業給付を受給するためには、被保険者は、フランスに帰国し、全国雇用安定所（ANPE）に失業者として登録しなければならない。

3　補足的退職制度（régimes complémentaires de retraite）

補足的退職制度は、老齢リスクに対し、法定制度における老齢保険による老齢年金を補完するため、付加的老齢年金

を支給する老齢保険制度である。一般制度に属する全ての労働者は、一九七二年一二月二九日の法律により、補足的退職制度に加入することが義務づけられることになった。農業部門以外の労働者のための補足的退職制度は、大別して二つのグループに分類される。すなわち、第一に、幹部職員のための、一九四七年三月一四日の労働協約により創設され、労使二者代表機関である幹部職員退職者組織一般組合（Association générale des institutions de retraites des cadres: AGIRC）により管理運営される制度、第二に、一般労働者のための、一九六一年一二月八日の労働協約により創設され、同じく労使二者代表機関である補足的退職制度組合（Association des régimes de retraites complémentaires: ARRCO）により管理運営される制度である。これら補足的退職制度の財政は、賃金を算定基礎とする労使負担の保険料によりまかなわれている。

同制度につき、「外国駐在労働者」は、社会保障制度と同様、補足的退職制度の適用を受け続ける。

また、「外国移住労働者」は、従業員代表と企業の協定により、あるいは、個別加入により、任意に補足的退職制度に加入し続けることができる。ただし、失業補償と異なりその加入は義務的ではない。(15)

（1） 社会保障制度、失業保険制度、及び、補足的退職制度の域外適用については、Gérard Lyon-Caen et Antoine Lyon-Caen, Droit social international et européen, op.cit., p. 80 et s.; Gérard Lyon-Caen, Les relations de travail internationales, Editions Liaisons, 1991, p. 171 et s.; Lamy social, 1994, n° 2192 et s.; Mémento pratique Francis Lefebvre Social, Détachement à l'etranger, n° 3630 et s., n° 863 et s.; Xavier PRETOT, Les travailleurs détachés et éxpatriés et la Sécurité sociale, D.S. 1991, p. 868.; Bruno COURTINE et François MEYNOT, La situation née du départ du salarié, aspects de droit de la protection sociale: la mise en place de régimes de retraite spécifiques, D.S. 1991, p. 877.;

Philippe LAIGRE, La situation née du depart du salarié, aspect de droit de la protection sociale : les régimes de retraite complémentaire, D.S. 1991, p. 882. 等参照。

(2) C.F.A.S., art. 124.

(3) L. du 31 déc. 1976.

(4) C.S.S., art. L. 761-1.

(5) C.S.S., art. L. 761-2.

(6) C.S.S., art. R. 761-1.

(7) C.S.S., art. R. 761-5.

(8) C.S.S., art. R. 444-1 a R. 444-6.

(9) ただし、EU諸国及びアイスランドとノルウェーにおける「外国移住者」については、当該国においてその強制的制度の適用を受けない者のみが加入できる。

(10) C.S.S., art. L. 762-1 et s., art. R. 762-1 et s., art. D. 762-1 et s.

(11) C.S.S., art. L. 742-1 et s., art. R. 742-1 et s., art. D. 742-1 et s.

(12) C.S.S., art. L. 763-1 et s., art. R. 763-1 et s., art. D. 763-1 et s.

(13) C. trav., art. L. 351-4.

(14) 一九七九年三月二九日UNEDIC規則付則第九条。

(15) 補足的退職制度の域外適用については、Mémento pratique Francis Lefebvre Social, 1995 n° 8211 参照。

三　小括

以上のように、フランスの社会的保護制度は、フランスで職業活動に従事、あるいは、フランスに居住している外国人に対して、義務についても権利についても、原則として国籍による差別をすることなく、平等取扱を行っている。

しかしながら、社会保障上の一定の無拠出制給付にはいまだ国籍要件が存在する。また大部分の社会保障給付、補足的退職制度、失業補償給付、および、一定の社会扶助給付の受給には、外国人滞在・就労の適法性要件または（および）一定の居住期間要件が存在している。また、支給の際のフランス居住要件、換言すれば給付の移送制限条項も存在している。

また、このような、平等取扱上の問題とは別に、属地主義原則に基づく権利取得あるいは支給に関する要件が、特に国際移動型の外国人労働者（フランス人についても同様のことがあてはまるが）にとって、外国に居住するその扶養家族の社会保障、あるいは、給付への権利取得、内容決定、取得途上の権利の保障、既得権の発生した給付の維持等において、不利益な結果を生じる場合がある。またさらに、フランスで加入が義務づけられている社会保障、補足的制度の一部、および、失業保険制度と出身国の社会保障制度の二重適用、二重の義務負担の危険性も存在する。

他方、フランスの社会的保護制度は、外国居住者に対する社会的保護を継続するため、その部分的域外適用システムを確立している。すなわち、第一に、社会保障制度および補足的退職制度は、「外国駐在労働者」およびその家族については、当該人がフランスに居住し続けているのと同様に、その適用が継続され、「外国移住者」およびその家族については、任意保険への加入によりその給付を享受する可能性が開かれている。また、第二に、失業保険制度は、「外国駐在労働者」については、当該人がフランスに居住し続けているのと同様に、その強制加入が義務づけられ、「外国移住労働者」

についても外国移住者失業金庫への加入が義務づけられている。

しかしながら、国際的調整規定がない場合、フランスの社会的保護制度と居住国の制度との二重適用、保険料の二重支払の危険性は回避できない。また、居住国の制度において、その権利取得や給付内容の決定につき、フランスあるいは他国での保険期間や発生した事実などが考慮されること、あるいは受給権の発生した給付が当該国以外、たとえばフランスに移送されることについての保障も存在しない。

このような、フランス国内法のみによる対応の不十分さを克服するため、フランスは、社会的保護制度の全般的あるいは部分的領域について、多くの二国間・多国間協定を締結している。[1] これらの協定においては、協定締結国籍者間の社会保障における平等取扱、締結国の社会保障法間の連携・調整規則が規定されている。

また、欧州連合（EU）域内においては、EU法によりEU構成国各国の社会保障法の連携・調整が行われている。このEU法による連携・調整規定の展開により、フランスとEU諸国との二国間あるいは多国間協定は、発展的に解消されている。

EUにおける各国社会保障法の連携・調整規則の展開は、EU全体にとって、国際移動労働者の社会保障上の不利益を回避し、労働力の国際自由移動を促進するにあたり不可欠のものであるが、フランスの社会的保護法からすれば、EU構成国出身者がフランスで職業活動を行う場合、あるいは、外国駐在者および外国移住者がEU内を国際移動する場合、フランスと他国の社会保障制度の国際的調整を行う、重要かつ体系的に整備された国際規範である。次節においては、EU法における各国社会保障法の連携・調整規則を具体的に検討することにしたい。

（1）フランスの締結している社会保障制度の連携・調整のための二国間・多国間協定とその内容については、Isabelle

DAUGALEICH, op. cit., Aunexe, Droit des étrangers au regard de la sécurité sociale : conventions internationales 参照。

第二節　欧州連合（EU）における国際社会保障法の展開
―各国社会保障制度の連携・調整

労働力の自由移動を実現し、労働関係の国際化が進展する欧州連合（Union européenne）では、各国社会保障制度の分立により、労働者の国際移動がその社会保障上不利益を生じることのないよう、国際移動労働者に配慮した社会保障制度の創設が不可欠である。

しかしながら、EUにおいては、この目的を達成するため、各国社会保障制度の統一化(harmonisation)、あるいは、国際移動労働者を対象とする独自の社会保障制度の創設、のいずれの方法も採用しなかった。すなわち、EUでは、各国の社会保障制度が存続することを前提に、労働者が各国を移動し、その経歴上異なる複数の社会保障制度の適用を受けることにより生ずる不利益を除去するため、各国社会保障制度間の連携・調整（coordination）規定を整備したのである。

EUにおける各国社会保障制度の連携・調整規定の主要な法源としては、まず第一に、EU法の基本法をなす、一九五七年三月二五日のヨーロッパ共同体設立条約（ローマ条約）（一九九二年二月七日の欧州連合設立条約により改正）があげられる。同条約は、その五一条において、「理事会は、委員会の提案に基づき、全員一致で、特に、EC構成国出身

の労働者とその扶養家族に対して、第一に、異なる国の法制度により考慮される全ての期間を、給付への権利の取得と維持、および給付額の計算のために通算すること、第二に、EC構成国の領土に居住している者に対し給付を行うこと、を保障するシステムを創設し、社会保障の領域における、労働者の自由移動実現のための必要な措置をとる」と定め、各構成国の制度の存続を前提とする、各国社会保障制度の調整・連携規則の創設を規定した。

同条に規定された、共同体内を移動する労働者とその家族への社会保障制度の適用、および、各国社会保障制度の調整・連携原則は、第一に、一九七一年六月一四日の共同体内を移動する賃金労働者、自営業者、その家族に対する社会保障制度の適用に関するEC規則（règlement）第一四〇八／七一号、第二に、同規則の適用方法を定める一九七二年三月二一日のEC規則第五七四／七二号により、その内容が具体化された。一九七一年のEC規則第一四〇八／七一号は、その後、一九八一年のEC規則第一三九〇／八一号、一九八九年一〇月三〇日の規則第三四二七／八九号、一九九一年六月二五日の規則第二一九五／九一号、一九九二年四月三〇日のEC規則第一二四七／九二号、第一二四八／九二号、および、第一二四九／九二号等により大幅に改正され、現在の内容にいたっている。

また、ヨーロッパ共同体裁判所（Cour de justice des communautés européennes : CJCE）（以下、EC裁判所と略称）の判例も、連携・調整規則における重要な基準を示している。

以下においては、EUにおける、各国社会保障制度の連携・調整規則の適用範囲（一）、および、連携・調整原則（二）について、順に検討することにする。[1]

一　適用範囲

EUにおける、各国社会保障制度の連携・調整規則は、①対象となる人（人的適用範囲）、および、②対象事項（物的適用範囲）の二点から、その適用範囲が画定されている。

1　人的適用範囲（champ d'application personnel）

（A）定義[2]

EU法による各国社会保障制度の連携・調整規則の人的適用範囲につき、七一年EC規則第一四〇八／七一号第二条は、一九八一年のEC規則第一三九〇／八一号による改正後、以下のように定めている。すなわち、第一に、一つまたは複数の構成国の法の適用を受け、あるいは受けていた、構成国出身者である、賃金労働者または自営業者、第二に、一つまたは複数の構成国の法の適用を受け、あるいは受けていた、構成国に居住している無国籍者または亡命者である、賃金労働者または自営業者、第三に、第一、第二に該当する者の家族および遺族、第四に、その国籍にかかわらず、一つまたは複数の構成国の法の適用を受けていた賃金労働者または自営業者の遺族であり、かつ、構成国出身者または構成国に居住している無国籍者もしくは亡命者である者、第五に、本規則の適用を受ける構成国の法の適用を受けあるいは受けていた、公務員または準拠法によりこれと同一視される職員、である。

ただし、同連携・調整規則は、二つ以上の異なる国内法が関連を有する場合にのみ適用される。したがって、純粋に

国内的状況、たとえば、自分の出身国以外の他の構成国で労働したことも居住したこともない、構成国出身者の状況については、EU法における連携・調整規則が適用される余地はない。[3]

他方、賃金労働者または自営業者が、その職業活動を行っている構成国以外の構成国に観光旅行等で短期に滞在している場合、あるいは、年金生活者が、職業活動を行っていた構成国以外の構成国に居住している場合、これらの者は、同連携・調整規則の対象となる。

（B）具体的基準[4]

（1）「賃金労働者あるいは独立自営業者」（travailleurs salariés ou non salariés）[5]

七一年EC規則一四〇八／七一号第二条にいう「賃金労働者あるいは独立自営業者」については、八一年EC規則第一三九〇／八一号および九二年EC規則第一二四七／九二号による改正後、以下のように定義されることとなった。すなわち、第一に、賃金労働者あるいは自営業者に対して適用される、社会保障制度の諸部門に対応する一つあるいは複数の事故に対する保障を行う、義務的または任意の継続的保険の被保険者、第二に、全ての居住者または職業活動を行う者に対して適用される社会保障制度における、同規則の定める事故の一つまたは複数の事故に対する義務的保険の被保険者であり、かつ、当該制度の管理運営財政形態により、賃金労働者または自営業者として特定されうる者、第三に、農業従事者のために統一的に組織された社会保障制度における、同規則の定める事故の一つまたは複数に対する、義務的保険の被保険者、第四に、賃金労働者、独立自営業者、全ての居住者、または、一定のカテゴリーの居住者のために組織された、構成国の社会保障制度における、同規則の定める事故の一つまたは複数に対する任意保険の被保険者であっ

て、かつ、現在職業活動を行っているか、または、以前に、当該構成国の賃金労働者もしくは自営業者のために組織された制度において同じ事故について義務的被保険者であった者、である。ただし、各構成国法の独自性を考慮し、同規則附則Ⅰには、各国が同定義について付した留保が規定されている。

このように、EU法における連携・調整規則の対象者である「労働者（travailleurs）」概念は、広い概念である。すなわち、年金生活者（pensionnés）等を含め、一つまたは複数の構成国の社会保障法制において職業活動を行っている者（あるいは行っていた者）として被保険者資格を有する者全てが、同概念に該当することになる。

（2）「構成国出身者」（ressortissant de l'un des Etats membres）

ある構成国の出身者としての資格は、当該国の法により定められる。

EC裁判所によれば、給付請求者の国籍は、受給権を発生させる、保険、労働、または、居住期間の満了時に決定されるべきであって、給付請求時ではない。[6]

（3）「無国籍者」（apatride）[7]と「亡命者」（réfugié）[8]

「無国籍者」とは、一九五四年九月二八日にニューヨークで調印された、無国籍者の地位に関する条約第一条の定義による。

「亡命者」とは、一九五一年七月二八日にジュネーヴで調印された、亡命者の地位に関する条約第一条の定義による。

（4）「家族構成員」（membres de la famille）[9]

「家族構成員」とは、当該給付を行う法により家族構成員と定義もしくは認めるか、または、世帯構成員と定義される全ての者である。当該給付管轄国外における一時的滞在中の治療については、居住地の法により、家族構成員と定義もしくは認めるか、または、世帯構成員定義される全ての者である。ただし、もしその法が、賃金労働者または独立自営業者と居を同じくする者のみを家族構成員または世帯構成員とする時は、同条件は、当該人が主としてそれらの者に扶養されている場合、充足されたものとみなす。

しかしながら、構成国の法に基づき必要条件を充たす当該国の全ての居住者に対して支給される、障害者給付については、「家族構成員」は、少なくとも、配偶者、未成年の子、及び、賃金労働者または自営業者の成年の扶養される子を含まなければならない。

（5）「遺族」(survivant)[10]

「遺族」とは、当該給付を行う法により遺族と定義または認められる全ての者である。ただし、もしその法が、故人と居を同じくしていた者のみを遺族とする時は、同条件は、当該人が主として故人に扶養されていた場合、充足されたものとみなす。

（6）「公務員」(fonctionnaires)

EC裁判所の判例によれば、連携・調整規則の対象となるのは、特別の身分規定に服さず、賃金労働者に適用される国内制度に属する公務員またはこれと同一視される者に限られる。[11]

外交職員、領事、高等書記官は、一九六三年四月二四日の外交職員に関するウイーン条約によりEU法の適用から排

除される。

(1) EUにおける、各国社会保障制度の連携・調整規則については、一九九二年四月三〇日のEC規則第一二四七／九二号による大幅改正後の内容をフォローしたものとしては、René BONNET, Union Européenne (Règlements européennes de sécurité sociale, Règles générales de coordination), Fasc. Europe 630, 1994. ; Bernard TEYSSIE, Code de droit social européen, LITEC, 1994. ; Isabelle DAUGALEICH, op.cit., ; Gérard LYON-CAEN et Antoine LYON-CAEN, op.cit., p. 221 et s. ; S. GÜNTER NAGEL et Christian THELAMY, le droit inernational de la sécurité sociale, P.U. F., Que sais-je? 1994. ; Corinne PIZZIO-DELAPORTE, La situation du salarié mobile dans le group de dimension communautaire, D.S. 1994, p. 914. ; Michel LAROQUE, Coordination et convergence des systèmes de Sécurité sociale des Etats membres de la CEE, D.S. 1993, p. 792. ; Françoise ROGER, Pensions et avantages non contributifs, Nouvelles règles communautaires de coordination, BS. 7/92, p. 334 et s. 等参照。また、同改正以前の文献としては、Nicole CATALA et René BONNET, Droit social européen, LITEC, 1991 ; Gérard LYON-CAEN, op.cit., p. 188 et s. ; René BONNET, L'affaire Biason : un conflit entre le droit national et la coordination européenne dans le domaine de la sécurité sociale, R.D.S.S. 1975, n° 44. ; Sécurité sociale et relations internationales, R.F.A.S. n° spécial sept. 1985. ; L'affaire Pinna : Vers une remise en ordre des règles d'attribution des prestations familiales au sein de la Communauté économique européene, JCP 1988, éd. E, II, 15119 ; A LAVRENT, La sécurité sociales et l'échéance de 1992, D.S. 1989, p. 565. ; Xavier PRETOT, La sécurité sociale et l'Europe, D.S. 1987, p. 70. ; La protection sociales des travailleurs qui se déplacent à l'intérieur de la Communauté, D.S. 1989, p. 565. ; Le droit social européen, P.U.

F., Que sais-je? 1990. ; Emmanuele GAZZO, Sécurité sociale des travailleurs migrants C.E.E., Ses Principes fondamentaux, Journal des Tribunaux du travail, 1988, N° 405 p. 168. ; Sergio NERI, Le cumul des prestations de Sécurité sociale en droit communautaire, R.T.D.E. 1988, N° 4 p. 573 et s. 等参照。また、邦文献として、竹中康之「EECにおける社会保障の整合化（一）（二）」同志社法学一八七号（一九八四年）五二頁、一八八号（一九八五年）四七頁、同「EC雇用および社会保障規則における平等保護」同志社法学一九二号（一九八五年）二七頁、同「EC社会保障法における内外人平等保護」学会誌社会保障法第二号（一九八七年）六〇頁参照。

なお、EU法の概要については、Jean-Claude GAUTRON, Droit européen, 6è éd. 1994, mémentos Dalloz、EUの制度、組織、政策については、Louis CARTOU, L'Union européene, 1994. Dalloz 等参照。また、邦文献として、吉野正三郎編著『ECの法と裁判』（一九九二年、成文堂）、大西健夫・岸上慎太郎編『EU総合の系譜』『EU制度と機能』『EU政策と理念』（一九九五年、早稲田大学出版部）等参照。

(2) Règl. n° 1408/71, 14 juin 1971 art. 2 modifié par Règl. n° 1390-81.

(3) CJCE 28 juin 1984, Hans Moser, aff. 180/83, Rec. CJCE p. 2539.

(4) Règl. n° 1408/71, art. 1, modifié par Règl. n° 1390/81 et 1247/92.

(5) Règl. n° 1408/71, art. 1, a, modifié par Règl. n° 1390/81 et 1247/92.

(6) CJCE 12 oct. 1978, Tayeb Belbouad, aff. 10/78, Rec. CJCE p. 1915. ; 14 nov. 1990, Ibrahim Buhari Haji, aff. C-105/9, Rec. CJCE, I, p. 2539.

(7) Règl. n° 1408/71, art. 1, e, modifié par Règl. n° 1390/81 et 1247/92.

(8) Règl. n° 1408/71, art. 1, d, modifié par Règl. n° 1390/81 et 1247/92.

(9) Règl. n° 1408/71, art. 1, f, modifié par Règl. n° 1390/81 et 1247/92.
(10) Règl. n° 1408/71, art. 1, g, modifié par Règl. n° 1390/81 et 1247/92.
(11) CJCE 8 mars 1979, A.-E. Lohmann aff. 129/78, Rec. CJCE p. 853.

2 物的適用範囲 (champ d'application matériel)

(A) 定義[1]

各国社会保障制度の連携・調整規則の物的適用範囲につき、七一年EC規則第一四〇八／七一号第四条は、九二年EC規則第一二四七／九二号による改正後、以下のように定めている。

まず、連携・調整規則の対象から除外されているのは、社会・医療扶助、戦争犠牲者のための給付制度、及び、公務員またはこれと同一視される者の特別制度である。[2]

他方、連携・調整規則の対象となるのは、疾病・出産給付、障害給付（労働能力を維持または向上させるための給付を含む）、老齢給付、遺族給付、労働災害および職業病に対する給付、死亡給付、失業給付、家族給付に関する、社会保障諸部門についての全ての法、ならびに、拠出制および無拠出制の、一般および特別の社会保障制度、および、使用者と船主の義務に関する制度である。

また、これら以外の無拠出制の特別給付であっても、それらの給付が、上記の、疾病・出産、障害、遺族、労働災害および職業病、死亡、失業、家族リスクに対して、補完・付加的に保障を行うものである場合、あるいは、専ら障害者に対する特別保護を行うためのものである場合は、連携・調整の対象となる。[3]

（B）論点

連携・調整規則の物的適用範囲に関するEC規則第一四〇八／七一号の規定については、第一に、適用対象となる給付、第二に、適用対象となる法が問題とされた。

（1）適用対象となる給付―社会保障給付と社会扶助給付

前述のように、EC規則第一四〇八／七一号は、疾病・出産、障害、遺族、労働災害および職業病、死亡、失業、家族リスクに対する、拠出制または無拠出制の「社会保障給付」を連携・調整の対象とし、「社会・医療扶助給付」を連携・調整の対象から除外している。

それでは、EC規則にいう、「社会保障（sécutité sociale）給付」と「社会・医療扶助（assistance sociale et médicale）給付」の区別の基準は何であろうか。

EC委員会（Comission des Communautés européennes）は、一九七一年、両者の区別につき以下のような判断基準を示していた。すなわち、社会保障上の給付とは、ILO一〇二号条約およびEC規則第一四〇八／七一号第四条に規定されている事故（éventualités）（疾病・出産、障害、遺族、労働災害および職業病、死亡、失業、家族）にのいずれかにより、出費の増大または生活手段の減少に直面せざるを得ない人または一定のカテゴリーの人に対する、金銭または現物による援助である。他方、社会扶助給付とは、収入に関する調査と居住国の生活条件を考慮して認められる当該人の明白な欠乏状態に対処するための給付である。金銭給付の場合、その額は個々の事例により、請求者の個別の事情と生活手段を考慮して決定され、同給付の付与は、労働期間や居住期間要件を要求するものであってはならない。(4)

a　拠出の有無

さらに両者の区別につき、一九九二年EC規則第一二四七／九二号による改正により、現行条文においては、保険料の対価ではない無拠出制給付も、社会的リスクに対する保障給付である場合、連携・調整の対象となる社会保障給付であることが明文化された。したがって、給付が無拠出制であることは、当該給付が社会扶助給付である基準ではない。また、所得要件の存在も、当該給付が社会扶助給付である基準とはならない。

この点については、老齢、障害等のリスクに対するフランスの所得要件のある無拠出制給付、たとえば、高齢賃金労働者手当、[5] 全国連帯基金補足手当、[6] 母親老齢手当、[7] 老齢特別手当、[8] 成年障害者手当、[9] ベルギーの所得制限のある無拠出制老齢年金である保障収入（revenu garanti）を、以前から、連携・調整の対象となる社会保障給付であると判断していた、EC裁判所の判断が確認されることとなった。

b　事故に対する保障と欲求（besoin）の充足

したがって、社会保障給付と社会・医療扶助給付の区別は、その目的が社会的リスクに対する保障か欲求（必要性）の充足か、に存することになる。この点につき、EC裁判所は、フランスの全国連帯基金補足手当につき、同給付は、欠乏状態にある者にたいする生活手段の最低保障という機能と、不十分な社会保障給付（年金）受給者にたいする付加収入の保障という機能の二つを有しており、社会保障給付である年金の加算のための補足手当への権利を規定している限り、同給付は、連携・調整の対象となる社会保障給付であると判断した。[10]

他方、EC裁判所は、ベルギーのいわゆる「最低限（minimex）」社会給付につき、同給付が、欠乏状態にあることを本質的基準とする、収入の不十分な全ての人に付与される一般的最低生活保障給付であることを理由として、連携・調整の対象となる社会保障給付には該当しないと判断した。[11]

社会保障給付であると判断される全ての給付につき、受給者は、EU域内に居住している限り、同給付を付与され、これを保持することができる。

（2）適用対象となる「法（lēgislation）」[12]

構成国の一般または特別の社会保障制度は、その財源が保険料であるか否かを問わず、EC規則第一四〇八／七一号の調整の対象となる。また、使用者及び船主の義務に関する制度も同調整の対象となる。

このEC規則第一四〇八／七一号の適用される「法（lēgislation）」とは、各構成国の、現在または将来の、社会保障制度・部門に関する法律（lois）、規則（règlements）、身分規定（dispotions statutaires）及び、他の全ての適用規則である。社会保障管轄機関と医療団体との間に締結される協約も含まれる。

他方、協約上の諸規定は、連携・調整の対象とはならない。しかしながら、当該協約上の規定が、法律または規則に基づく保険義務を実施するためのものである場合、または、法律もしくは規則により創設された制度を管理運営する機関と同じ機関により管理される制度を創設するためのものである場合、この限定は、いつでも、当該国の宣告により撤廃される。

たとえば、フランス政府は、全国全産業労働協約に基づく失業保険制度を、失業リスクを保障する法定制度に代替する制度として、この連携・調整の対象として、EC官報に公布している。[13]

それでは、フランスの補足的退職制度は、連携・調整の対象となるのであろうか。同制度は、私的な制度であるが、一般的・義務的性格を有し、法定年金制度を部分的に代替するものである。なぜなら、法定給付である年金の額は不十分であるからである。しかしながら、EC裁判所は、法定制度ではないことを理由にこれを調整・連携の対象とするこ

とを否定した。[14]

また、独立自営業者の、創設が当該関係者のイニシアチブに委ねられている、あるいは、その適用が領土の一部に限定されている特別制度に関する規定も連携・調整の適用対象とはならない。

なお、連携・調整の適用範囲を確定するため、構成国は、連携・調整の対象となる法、制度、無拠出制特別保護、老齢最低給付、年金受給者の扶養する子あるいは孤児のための給付を列挙しなければならない。[15] 同列挙は、理事会の長に送付され、公布の対象となり、EC官報に掲載される。

(1) Règl. n° 1408/71, art. 4, modifié par Règl. n° 1247/92.
(2) Règl. n° 1408/71, art. 4, § 4.
(3) Règl. n° 1408/71, art. 4, modifié par Règl. n° 1247/92.
(4) EM, adaptions techniques SEC(71) (4376 et 4550).
(5) CJCE 7 mai 1969, Torrekens, aff. 28/68, Rec. CJCE p. 126.
(6) CJCE 9 oct. 1974, Giuseppina Biason, aff. 24/74, Rec. CJCE p. 999 ; 24 fev. 1987, Anna GILETTI, Aff. 379 à 381/85 et 93/86, Rec. CJCE p. 955 ; 12 juill. 1990, COMISSION C/France, aff. C-236/88, Rec. CJCE, I. p. 3163 ; 11 juin 1991, aff. C-307/89, Rec. CJCE, I, p. 2903.
(7) CJCE 12 juill. 1979, Diamente Toia, aff. 237/78, Rec. CJCE p. 2645.
(8) CJCE 6 juin 1985, aff. 157/84, Rec. CJCE p. 1739. ; 9 juill. 1987, Maria fracogna, aff.256/86, Rec. CJCE p. 3431.
(9) CJCE 16 déc. 1976, Vito Inzirillo, aff. 63/76, Rec. CJCE p. 2057.

(10) CJCE 9 oct. 1974, Giuseppina Biason, aff. 24/74, Rec. CJCE p. 999 ; 24 fév. 1987, Anna GILETTI, Aff. 379 à 381/85 et 93/86, Rec. CJCE p. 955 ; 12 juill. 1990, COMISSION C/France, aff. C-236/88, Rec. CJCE, I. p. 3163 ; 11 juin 1991, aff. C-307/89, Rec. CJCE, I, p. 2903.

(11) CJCE 27 mars 1985, vra Hoeckx aff. 249/83, Rec. CJCE p. 973.

(12) Règl. n° 1408/71, art. 1, j, modifié par Règl. n° 1390/81 et 1247/92.

(13) JOCE n° L 90, 2 avr. 1990.

(14) CJCE 16 janv. 1992, C.c. France, C. 57.90 R. I. 75.

(15) Règl. n° 1408/71, art. 5.

二　調整の原則

各国異なる社会保障制度の分立によるEU域内移動労働者の社会保障上の不利益を解消するためには、以下のことが必要である。すなわち、第一に、国籍による差別を被ることなく、全てのEU構成国籍居住者がEU域内の居住国において給付を受けうること(平等取扱)、第二に、給付への権利取得と給付の算定において、他のEU構成国における事実を考慮すること(他の構成国での事実の考慮)、第三に、給付への権利取得と給付の算定において、EU各国における保険・居住期間を通算すること（期間の通算)、第四に、支給に関する居住要件を緩和し、給付を支給国以外のEU域内の国においても受給できること（給付の移送可能性)、である。

しかしながら、EU統一社会保障法が存在していない以上、その前提として、受給権取得要件と給付額を決定するた

めに適用される、国内法を決定することが必要となる。また、決定された給付の負担の各国への配分方法も取り決めることが必要となる。

これらの点につき、EC規則第一四〇八／七一号は、①準拠法の決定基準、②国際移動外国人労働者と自国民の同一取扱、③給付内容決定において考慮される準拠法国以外の構成国における事実、④期間の通算の実施方法、⑤決定された給付の負担方法、⑥給付の移送可能性とその方法、を規定している。

以下においては、EUにおける各国社会保障制度の連携・調整の原則について、準拠法の決定（1）、平等取扱（2）、受給権・給付内容決定における準拠法国以外の構成国での事実の配慮（3）、期間の通算（4）、給付の負担配分（5）給付の移送（6）の順に検討することにする。

1　準拠法（loi applicable）決定

一九七一年のEC規則第一四〇八／七一号は、労働者が、その住居あるいは労務給付地を複数国において次々に変更した場合、社会保障制度の適用の空隙、あるいは、二重適用が発生することを防止するため、一つの事故(éventualité)につき、一つの法のみが、給付への権利ならびに加入および保険料支払義務を決定するために適用されるという原則を提示し、その準拠法と管轄制度を決定する。

したがって、同規則の適用を受ける場合、各構成国の社会保障制度への加入の権利あるいは義務に関する条件を決定するのは、各構成国の国内法であるが、その国内法の適用範囲について、各構成国は自由に決定することはできないことになる。

この準拠法決定について、EC規則第一四〇八／七一号は、第一三条においてその一般原則を、第一四条においてその例外を規定している。これらの規定の適用方法については、EC規則第五七四／七二号が第一一条から一四条においてこれを定めている。

なお、EC規則第一四〇八／七一号は、第一五条において、同連携・調整規定は、義務的保険についてのみ適用され、自発的あるいは継続される任意保険については、同規則が調整の対象とする社会保障部門のうち当該構成国に任意保険制度しかない場合においてのみ適用されると明示している。

（A）一般原則

（1）労務給付地法の適用

準拠法は、原則として、第一に、労務給付地法である。すなわち、職業活動を行う者は、賃金労働者であれ自営業者であれ、たとえその住居が他の構成国にある場合であっても、その職業活動を行う構成国の法の適用を受ける。賃金労働者の場合、たとえその企業または使用者の本社または住所が他の構成国にあっても、同様である。(1)

第二に、職業活動を船舶上で行う者については、その船籍のある構成国の法が適用される。(2)

第三に、公務員あるいはこれと同一視される者については、それらの者を雇用する行政機関の属する構成国の法が適用される。(3)

第四に、ある構成国の兵役またはそれに代わる役務を行う者については、当該構成国の法が適用される。(4)

第五に、ある構成国の法の適用を受けなくなり、前述の規定によりいかなる他の国の法の適用も受けない者について

は、居住地国の法が適用される。[5] たとえば、職業活動をやめた者がその最後の労務給付地にとどまる場合、職業活動の停止または労働関係の終了からどれだけ時間が経過しようとも、当該最終労務給付地国の法が適用される。[6]

（2）準拠法決定の原則

EC規則第一四〇八／七一号第一三条の定める準拠法決定の原則につき、EC裁判所は、同準拠法決定は、第一に、排他的ではないこと、第二に、包括的に適用されること、を明らかにしている。

a　非排他的適用

EC規則による準拠法決定の非排他的適用が明らかにされたのは、以下の事案においてである。すなわち、夫がフランスで働いておりそこで死亡したオランダ人の寡婦は、その住居をオランダに有していた。当該寡婦は、フランス法にもとづく死亡給付（一時金）ではなく、オランダ法に基づく全居住者に対する無拠出制の寡婦給付（年金）を請求した。EC裁判所は、EC規則は、二重の保険料支払を回避するために、二重の制度加入を禁止しているが、特に、ある国が全住民に対してある事故につき無拠出制の付加的な社会的保護を行う場合のように、二重の負担を伴わない給付を受けることを禁止しているものではない、と判断し、この請求を認めた。[7]

したがって、EC裁判所によれば、EC規則の指定する準拠法は排他的性格を有するものではない。EC裁判所は、二重の負担を伴わない限り、同時に複数の法が適用される可能性を認め、受給者にとって、最も有利な法の選択を承認していると解されている。そしてこの事案の場合は、フランス法において存在していなかった遺族年金を規定するオランダ法の選択を認めたと考えられている。

しかしながら、二重の保険料の支払が禁止されるのは明らかである。EC裁判所は、労務給付地国において保険料が

支払われている場合、居住地国は、いかなる保険料支払も請求できないと判断している。[8]

b　包括的適用

他方、EC裁判所は、労働者がオランダに居住し、使用者企業の本社もオランダであったが、労務の給付はベルギーで行われていた場合の通勤災害につき、たとえ、通勤の一部が労働者の居住地国であり、企業設立地国で行われていたとしても、適用されるのは唯一労務給付地法であるベルギー法であると判示した。すなわち、全ての労働災害につき、使用者の二重の制度加入及び二重の保険料支払を回避するため、労務給付地法が唯一かつ包括的に適用されると判断した。[9]

（B）例外

EC規則第一四〇八／七一号は、第一四条において、第一三条の規定する準拠法決定原則、すなわち、労務給付地法適用原則の例外を規定している。

（1）外国駐在労働者（travailleurs détachés）

外国駐在労働者（travailleurs détachés）とは、ある構成国においてその企業のために賃金活動を行っており、賃金労働活動またはこれと同一視される活動を行うために、当該企業により、他の構成国に、一時的に派遣される労働者である。

同労働者は、他国での予定労働期間が一二カ月以下であり、一時的派遣期間の期限の到来した他の労働者の代替として派遣されたのではないことを条件として、当初の通常の労務給付地国である構成国の法の適用を受け続ける。[10]

当該予定労働期間が、予測できない事情により延長され、一二カ月を超えたときは、当該労働者が派遣されている構成国の管轄機関、または同管轄機関の指定する機関の同意を得ることを条件として、仕事の達成されるまで、当初の通常の労務給付地国の法の適用を受けることができる。この同意は、最初の一二カ月の期間以内に要請されなければならない。また、この同意は、一二カ月を超える期間につき与えられることはできない。[11]

ただし、この一時的派遣の最長期間については、同規則第一七条により、関係構成国間で協定を締結する事により、別に定めることができる。

なお、EC裁判所によれば、同準拠法決定基準は、ある構成国で活動を行う派遣企業に雇用され、当該企業のために、他の構成国の別の企業の下で一定期間労働する派遣労働者（travailleurs temporaires）にも適用される。[12] しかしながら、この判断については、批判がある。[13]

（2）国際交通・運送労働者（travailleurs salariés des transports internationaux）

道路、鉄道、海上、航空による旅客・運送の国際的交通業務を行う、構成国にその本社を有する企業に雇用され、旅客・運送業務を行う労働者は、原則として、当該企業の本社所在国の法の適用を受ける。[14]

しかしながら、第一に、当該企業が本社以外の構成国に支社または恒常的代表部を有しており、当該労働者が同支社または恒常的代表部で雇用されているときは、その所在地国の法が適用される。[15]

また、第二に、当該労働者が、もっぱら、その居住している構成国において労務を給付しているときは、その居住地国の法が適用される。[16]

（3）国境企業労働者（travaulleurs salariés des entreprises frontalières）

賃金労働活動をある構成国で行っており、その雇用される企業が国境を隔てた他の構成国に本社を有している場合は、当該労働者はその企業の本社所在地国の法の適用を受ける。[17]

（4）複数の構成国で職業活動に従事している労働者

第一に、当該労働者が複数の構成国で賃金労働活動を行っている場合、当該労働者がその活動の一部をその居住地国で行っているとき、または、当該労働者を雇用する複数の企業もしくは使用者が、それぞれ異なる構成国に本社もしくは住居を有している時は、当該労働者の居住地国の法が適用される。それ以外の時は、当該労働者を雇用する企業または使用者の本社または住居所在地国の法が適用されることになる。[18]

第二に、当該労働者が複数の構成国で自営業を営んでいる場合、当該労働者がその活動を通常ある構成国で行っており、他の構成国の活動予定期間が一二ヵ月以下の時は、通常の活動地国の法が適用される。当該労働者がその居住地でその活動の一部を行っている時は、その居住地国の法が適用される。それ以外の場合は、その主たる活動地国の法が適用される。[19]

第三に、当該労働者が複数の国で、賃金労働と自営業の双方を行っている場合は、賃金労働を行っている国の法が適用される。[20]

（5）海上労働者（gens de mer）

その職業活動を、構成国の一つに船籍を有する船舶上で行っている労働者は、原則として、その船籍国の法の適用を

受ける。[21]

(1) Règl. n° 1408/71, art. 13, § 2.b, modifié par Règl. n° 1390/81 et 2195/91 du Conseil.

(2) Règl. n° 1408/71, art. 13, § 2.c, modifié par Règl. n° 1390/81 et 2195/91 du Conseil.

(3) Règl. n° 1408/71, art. 13, § 2.d, modifié par Règl. n° 1390/81 et 2195/91 du Conseil.

(4) Règl. n° 1408/71, art. 13, § 2.e, modifié par Règl. n° 1390/81 et 2195/91 du Conseil.

(5) Règl. n° 1408/71, art. 13, § 2.f, modifié par Règl. n° 1390/81 et 2195/91 du Conseil.

(6) CJCE 12 juin 1986, A.A. ten Holder aff. 302-84, Rec. 1986, p. 1821.

(7) CJCE 19 juin 1964, Nonnenmacher, aff. 92/63, Rec. CJCE, 1964, p. 573.

(8) CJCE 13 oct. 1976, Perenboom, 102/76, Rec. 77, p. 815.

(9) CJCE 5 dec. 1967, Van der Vecht, 19/67, Rec. CJCE, 1967, p. 446.

(10) Règl. n° 1408/71, art. 14, § 1.a, modifié par Règl. n° 1390/81 du Conseil.

(11) Règl. n° 1408/71, art. 14, § 1.b, modifié par Règl. n° 1390/81 du Conseil.

(12) CJCE 17 déc. 1970, Manpower, aff. 35/70, Rec. CJCE, p. 1251.

(13) このような解釈は、「駐在(détachement)」の拡大解釈であり、派遣契約に基づく派遣は同一の意味ではない(Gérard Lyon-Caen et Antoine Lyon-Caen, op.cit., p. 241.)、との批判である。

(14) Règl. n° 1408/71, art. 14, § 2.a, modifié par Règl. n° 1390/81 du Conseil.

(15) Règl. n° 1408/71, art. 14, § 2.a.i, modifié par Règl. n° 1390/81 du Conseil.

(16) Règl. n° 1408/71, art. 14, § 2.a.ii, modifié par Règl. n° 1390/81 du Conseil.
(17) Règl. n° 1408/71, art. 14, § 3 modifié par Règl. n° 1390/81 du Conseil.
(18) Règl. n° 1408/71, art. 14, § 2.b.i et ii, modifié par Règl. n° 1390/81 du Conseil.
(19) Règl. n° 1408/71, art. 14 bis. 1 et 2, modifié par Règl. n° 1390/81 du Conseil.
(20) Règl. n° 1408/71, art. 14 quarter a, modifié par Règl. n° 1390/81 du Conseil.
(21) Règl. n° 1408/71, art. 13, § 2.c, modifié par Règl. n° 1390/81 et 2195/91 du Conseil.

2　平等取扱（égalite de traitement）

（A）保険料と給付における差別の禁止

いずれかの構成国に居住し、EC規則第一四〇八／七一号の適用対象となる全ての人は、同規則の定める特別規定に基づく留保（annex VI等）を除き、全ての構成国の法において、当該構成国籍者と同一の条件で、その定める義務に服し、その定める利益を享受する。(1)

すなわち、EU構成国に居住していることを条件として、EC規則の人的適用範囲に含まれる者は、物的適用範囲に含まれる全ての構成国の社会保障に関する法、制度において、義務（保険加入と保険料支払）の面でも、権利（給付の享受）の面でも、当該構成国籍者と平等に取り扱われる。

また、この平等取扱は、社会保障制度の管理運営機関の代表者の選出あるいは指名に関しても適用される。(2)

（B）間接差別

ＥＵ法の要請する自国民と非自国民との平等取扱は、国籍条項に基づく直接的差別禁止のみならず、社会保障給付の受給要件として自国民よりも困難な条件を課すこと、または、間接差別を導く全ての条件の禁止をも含むものである。たとえば、ＥＣ裁判所は、非自国民のみに一定の居住要件を課すことは、ＥＣ規則第一四〇八／七一号第三条の定める平等取扱原則に反すると判断している。(3)

また、ＥＣ裁判所は、フランスの母親特別手当が、給付要件として、受給者のフランス国籍は要求していないが、その子がフランス国籍であることを条件としているのは、国籍による差別を同じ結果をもたらすもので、平等取扱原則違反であると判断した。(4)

（1）Règl. n° 1408/71, art. 3.1, modifié par Règl. n° 1390/81 du Conseil.

（2）Règl. n° 1408/71, art. 3.2, modifié par Règl. n° 1390/81 du Conseil.

（3）CJCE 11 juin 1991, aff. 307.89, JOCE n° C 180 du 11 juill. 1991, p. 1.

（4）CJCE 12 juill. 1979, aff. 237.78, JOCE n° C 199 du 8 août 1979, ; Rec. p. 2645.

3　他の構成国での事実の考慮

準拠法は、しかしながら、脱国内法化した法であると性格づけられる。すなわち、当該法は、国内法であるが、受給権の有無、給付額の決定にあたって、単にその領土で発生した事実だけではなく他のＥＵ構成国で発生した事実をも考

慮するからである。それでは、どのような点について、当該法が純粋に国内法であれば考慮する必要のない事実を考慮しなければならないのであろうか。以下、家族給付、労働災害補償、および無拠出制特別給付について、準拠法たる構成国法が、考慮しなければならない他の構成国での事実を考察することにする。

（A）家族給付

準拠法たる構成国法は、その国内に居住していない子についてもその家族負担を保障しなければならない。すなわち、ある構成国の法の適用をうける賃金労働者または自営業者は、他の構成国に居住している家族の構成員についても、それらの者が準拠法国に居住している場合と同様、当該準拠法の規定する家族給付を受ける権利を有する。(1)

しかしながら、子がEU域外の第三国に居住している場合、または、受給者が第三国出身者もしくはいっさい職業活動を行っていない場合は、EC規則第一四〇八／七一号は適用されない。(2)

（B）労働災害補償

労働災害補償については、第一に、準拠法たる構成国法が、明示的または黙示的に、労働不能の程度、受給権の有無、または給付の額を評価する際、以前に発生または立証された労働災害または職業病を考慮すると規定しているときは、当該構成国の制度は、当該構成国の法のもとで発生または立証された労働災害または職業病と同様、他の構成国の法のもとで発生または立証された労働災害または職業病を考慮しなければならない。(3)

しかしながら、労働災害年金の算定基礎となる賃金は、労働災害の発生した最後の労務給付地国で支払われた賃金であり、労働者がそれ以前に労働していた他の国において支払われていた賃金は考慮されない。(4)

第二に、職業病については、準拠法たる構成国法が、労災補償給付受給権とその額を算定する場合、必要であれば、他の全ての構成国における職業病の原因となったと考えられうる職業活動も考慮される。[5]

（C）無拠出制特別給付

無拠出制の、社会的諸リスクに対する付加的給付または障害者のための特別保護給付[6]のうち、障害に対する付加的リスクまたは障害者のための特別保護給付については、当該障害が当該国で初めて認定されたことが受給要件とされている場合であっても、当該要件は、当該障害が構成国の領域で初めて認定された場合、充足されたものとみなされる。[7]

（1）Règl. n° 1408/71, art. 73, constitué par Règl. n° 3427/89 du 30 oct. 1989.

（2）CJCE 5 juill 1984, aff. 238-83, Rec. CJCE p. 2631.

（3）Règl. n° 1408/71, art. 61, modifié par Règl. n° 1390/81, 2000/83, 2001/83.

（4）CJCE 11 juin 1979, 268/78 sur renvoi de Soc. 22 nov. 1978, Bull. V, n 783, et après renvoi Soc. 25 mars 1980, Bull. V, n 294.

（5）Règl. n° 1408/71, art. 57, § 4, constitué par Règl. n° 2332/89 du 18 juill. 1989, art. 1er, § 4.

（6）Règl. n° 1408/71, art. 4, § 2 bis, constitué par Règl. n° 1247/92 du Conseil.

（7）Règl. n° 1408/71, art. 10 bis 4, constitué par Règl. n° 1247/92 du Conseil.

4　期間の通算（totalisation des périodes）

国内法が、社会保障給付の受給権取得、維持、回復のために、一定の保険、雇用、職業活動、もしくは居住期間を要求する場合、または、それらの期間の長さにより給付の内容を異にする場合、その職業活動期間中、複数の国の社会保障制度の適用を受ける国際移動労働者は、各々の制度において達成される期間が短いために、受給権取得が困難となったり、あるいは、低い額の給付しか受けられない危険性がある。そこで、EC規則は、社会的リスクが実現した場合、準拠法となる構成国法が、受給権取得、維持、回復の有無、あるいは、給付の内容、額を決定するにあたって、当該国の法に基づき当該国の制度が適用されている間に達成された期間のみならず、それ以前に他の構成国の法制度が適用されている間に達成された期間も含めてこれを判断すること、すなわち、「期間の通算（totalisation des périodes）」を行うことを定めている。

以下、各給付における期間の通算規定について、検討することにする。

（A）疾病・出産給付

疾病保険においては、準拠法となる構成国の法は、受給権取得、維持、回復のため、保険、労働、または居住期間をその要件としている場合、必要であれば、当該国の法に基づき達成されたのと同様、被保険者が他の構成国の法に基づき達成した、保険、労働、または居住期間も考慮しなければならない。(1)

（B）障害給付

障害給付については、準拠法となる構成国の法は、受給要件として保険、または居住期間を課している場合、必要が

あれば、当該国の法に基づき達成された期間として、他の構成国の法に基づき達成された保険、または居住期間も考慮しなければならない。(2)

（C）老齢・遺族給付、保険期間により給付額を異にする障害年金

労働者は、複数の構成国の法の適用を受けていた場合、その老齢・遺族給付、および、保険期間により給付額を異にする障害年金を受給するため、複数の法から生じる権利を累積することができる。労働者が年金の清算を要求する場合、全ての構成国の法との関係で清算が行われなければならない。(3)

ある構成国の法が、受給権取得、維持、または回復のために、一定の保険、または居住期間を課している場合、必要があれば、当該国の法に基づき達成された期間として、一般制度の枠組みであれ特別制度の枠組みであれ、他の全ての構成国の法に基づき達成された保険または居住期間も考慮しなければならない。(4)

（D）死亡給付

死亡給付については、準拠法となる構成国の法は、受給権の取得、維持、回復要件として保険または居住期間を課している場合、必要があれば、当該国の法に基づき達成された期間として、他の構成国の法に基づき達成された保険、または居住期間も考慮しなければならない。(5)

（E）失業給付

失業給付については、受給要件として保険期間または雇用期間を課している場合は、準拠法となる構成国の法は、必

要があれば、当該国の法に基づき達成された期間として、他の構成国の法に基づき達成された賃金労働者としての保険または雇用期間も考慮しなければならない。(6)

（F）家族給付

家族給付については、受給要件として保険、雇用または職業活動期間を課している場合は、準拠法となる構成国の法は、必要があれば、当該国の法に基づき達成された期間として、他の構成国の法に基づき成就された保険、雇用または職業活動期間も考慮しなければならない。(7)

（G）無拠出特別給付

無拠出制特別給付については、受給要件として雇用、職業活動または居住期間を課している場合は、適用される構成国の制度は、必要があれば、当該国の法に基づき達成された期間として、他の構成国の法に基づき達成された雇用、職業活動または居住期間も考慮しなければならない。(8)

(1) Règl. n° 1408/71, art. 18, modifié par Règl. n° 2864/72 et n° 1390/81 du Conseil.

(2) Règl. n° 1408/71, art. 38.1, constitué par Règl. n° 1248/92, art. 2, § 2.

(3) Règl. n° 1408/71, art. 44.2, constitué par Règl. n° 1248/92, art. 2, § 3.

(4) Règl. n° 1408/71, art. 45.1, constitué par Règl. n° 1248/92, art. 2, § 3.

(5) Règl. n° 1408/71, art. 64, modifié par Règl. n° 2864/72 du Conseil.

(6) Règl. n° 1408/71, art. 67.1, modifié par Règl. n° 1390/81 du Conseil.

(7) Règl. n° 1408/71, art. 72, constitué par Règl. n° 3427/89 du 30 oct. 1989.

(8) Règl. n° 1408/71, art. 10. bis, constitué par Règl. n° 1247/92, art. 1 er § 4.

5 給付の負担配分

(A) 原則

原則として、給付の内容、額については、準拠法がこれを決定し、準拠法国の制度のみが財政負担を行う。この原則は、疾病・出産給付、[1] 保険期間の長短に関わらず給付額が決定される障害給付、[2] 労災補償金銭給付、[3] 死亡給付、[4] 失業給付、[5] 無拠出特別給付[6] に対して適用される。

(B) 例外

しかしながら、老齢・遺族年金、保険期間により給付額を異にする障害年金については、これらのリスクが実現したときの準拠法国が、その法に基づきその内容を決定し全てこれを負担するという単純な方式でなく、原則として、当該労働者が適用を受けていた各国制度それぞれに対し年金が清算され、各制度が部分的年金を負担するという特別の方式が採用されている。一九九二年のEC規則第一二四八／九二号による改正の後、現在採用されているのは、以下のような清算・年金額決定方式である。

（1）各制度に対する年金の清算

まず第一に、労働者は、適用を受けていた複数国の制度それぞれに対しその年金の清算を行う。その清算方法は、それぞれの制度において達成された期間が、当該国の制度において年金権を取得するのに十分であるか否かにより異なる。

a　年金権取得のため他国で達成された期間の通算が必要な場合

当該国の制度において達成された期間が年金権を取得するのに十分ではなく、その取得のため他国で達成された期間の通算が必要な場合、まず初めに、「理論上の年金（pension théorique）」を計算する。これは、他の全ての構成国の制度で達成された期間も含め全期間が当該制度において達成されていたならば当該制度から得られたであろう年金額である。

次に、「比例的年金」を計算する。これは、先に計算された「理論上の年金」を他の構成国全ての制度において達成された通算期間に対する、現実に当該制度において達成された期間の割合に比例させて縮小した年金である。すなわち、「比例年金」：「理論上の年金」＝「当該制度において達成された期間」：「全制度の通算期間」となる。労働者が当該国制度との関係で有する年金はこの「比例年金」である。(7)

b　当該制度において達成された期間のみで年金権を取得する場合

当該制度において達成された期間のみで当該制度の年金権を取得する場合、第一に、当該国において当該国の法に基づき達成された期間を基礎として当該国制度の年金（「独立年金（pension autonome）」）を算定する。

他方、第二に、まず、当該制度における「理論的年金」を、ついで、当該制度の「比例的年金」を、前述したのと同様の方法で算定する。

労働者が、当該国制度との関係で有する年金は、「独立年金」あるいは「比例年金」のいずれか有利な方である。(8)

（2）付与される年金総額

当該労働者の有する年金総額は、その適用されていた各構成国の制度との関係で、上記の方法で清算され、決定された年金額の総和である。換言すれば、各構成国は、当該労働者との関係でその有する年金をそれぞれ部分的に負担する。

しかしながら、当該労働者が、部分的に年金権を有するこれらの構成国のいずれかに居住している場合、以上のような方法により算定された年金額の総和は、当該居住国における「理論的年金」、すなわち、通算された保険または居住期間が当該国において当該国の法に基づいて達成されていた場合に決定される最低給付を下回ることはできない。当該労働者の年金額の総和が、その居住国でありかつ部分的に年金権を有している構成国の「理論的年金」を下回る場合、当該居住国は、場合により、その労働者の当該国での居住期間中、その年金額の総和と当該国の「理論的年金」の差額部分を支給する。(9)

（1）Règl. n° 1408/71, art. 23.

（2）Règl. n° 1408/71, art. 39, institué par Règl. n° 1248/92, art. 2, § 2.

（3）Règl. n° 1408/71, art. 58, modifié par Règl. n° 1390/81 du Conseil.

（4）Règl. n° 1408/71, art. 64.

（5）Règl. n° 1408/71, art. 67.

（6）Règl. n° 1408/71, art. 10. bis, constitué par Règl. n° 1247/92, art. 1er § 4.

（7）Règl. n° 1408/71, art. 46, § 2, institué par Règl. n° 1248/92, art. 2, § 3.

（8）Règl. n° 1408/71, art. 46, § 1, institué par Règl. n° 1248/92, art. 2, § 3.

(9) Règl. n° 1408/71, art. 50, institué par Règl. n° 1248/92, art. 2, § 3.

6　給付の移送

(A) 居住要件除去の原則

さらに、特に国際移動労働者にとっては、給付管轄国（負担国）以外の国に居住している場合にも当該給付を受給しうること、換言すれば給付の管轄国外への移送が可能であることが重要である。たとえば、特に年金等の労働生活終了後の長期にわたる給付を、管轄国外で、たとえば出身国に帰国後、受給しうるかどうかは、当該労働者にとって非常に重要である。

ＥＣ規則第一四〇八／七一号は、この給付の移送を可能にするため、給付の支給に関し、当該受給者の給付管轄国居住条件の除去、すなわち、当該受給者がその管轄国に居住していないことが、当該国の負担する給付の支給を妨げないとの原則を、長期給付のみならず、短期給付についても拡大している。

しかしながら、同居住要件の除去は、受給者がＥＵ構成国以外の第三国に居住した場合には、適用されない。[1] したがって、居住要件の除去、給付の移送可能性の原則は、住居の変更がＥＵ構成国の領域内で行われた場合のみ適用される。

以下、各給付にみられる、支給時の居住要件除去について、検討することにする。

(1) 障害、老齢、遺族、死亡の金銭給付、労働災害または職業病補償年金

ＥＣ規則第一四〇八／七一号は、その第一〇条において、取得された権利に基づく給付の支給における居住要件除去

(levée des clauses de résidence) の原則を確立した。すなわち、同規則において異なる定めのない限り、附則Ⅵにおける各構成国の一定の留保を除き、構成国の一つまたは複数の法に基づいて取得された、障害、老齢、および、遺族の金銭給付、労働災害または職業病補償年金、ならびに、死亡給付については、受給者が、債務機関のある構成国以外の構成国に居住していることを理由として、いかなる減額、変更、支給停止、消滅、没収も行われてはならない。同一の原則は、遺族年金権を有している生存配偶者の再婚の際、支給される一時金についても適用される。[2]

(2) 疾病・出産給付

a　被保険者およびその家族が準拠法国（管轄国）以外の構成国に居住している場合[3]

被保険者が、準拠法国（管轄国）以外の構成国に居住している場合、その居住国（管轄国ではない）において、現物給付については、管轄国の制度の負担で、居住国の機関により提供され、金銭給付については、管轄国の制度より支給される。ただし、管轄国の制度と居住国機関との間の協定により、金銭給付も、管轄国の制度の負担で居住国の機関により支給されうる。

家族が、準拠法国（管轄国）以外の構成国に居住している場合、被保険者と同様、管轄国の制度の負担で居住国の機関より現物給付を支給される。

家族が、疾病出産に関する現物給付の支給につき保険や雇用の要件を課していない国に居住している場合は、家族に支給される現物給付は、被保険者の加入している機関の負担となる。

b　国境労働者（travailleurs frontaliers）とその家族

国境労働者とは、ある構成国で職業活動を行い、他の構成国に居住し、かつ、原則として毎日あるいは週に少なくと

も一回自宅に帰る、賃金労働者または自営業者である。(4)

国境労働者は、その管轄国（居住国ではない）で、その管轄国に居住しているのと同一の条件で、管轄国の制度より給付を受けることができる。その家族も被保険者と同一の条件で給付を受けるが、緊急の場合を除いて、同給付の享受は、関係国間または当該国の管轄機関の間の協定、またはこれがない場合には、事前の管轄国の制度の許可に従うものとする。(5)

c　準拠法国以外の構成国での一時的滞在

被保険者である労働者、および、その家族が、その管轄国以外の構成国での一時的滞在中、直ちに治療を必要とする事態になったとき、当該管轄国機関の負担による給付が承認されたのち、その居住する他の構成国への帰還または他の構成国への転居が当該管轄国の機関より承認されたとき、あるいは、適当な治療を受けるために他の構成国へ行くことが当該管轄国機関より承認されたとき、給付の移送が認められる。

現物給付については、管轄国制度の負担により、滞在国または居住国の制度から、滞在国または居住国の法に基づきその制度に加入しているのと同一の条件で支給される。ただし、給付機関は、管轄国制度により決定される。

金銭給付については、管轄国制度から、その法の適用に基づき支給される。ただし、管轄国制度と滞在または居住国の制度との間の協定により、金銭給付は、管轄国制度の負担により、滞在または居住国の制度から、管轄国制度の法に基づいて支給されうる。(6)

d　失業者とその家族

失業者については、第一に、失業後、その準拠法国（管轄国）以外の構成国へ、求職活動のため出発したときは、現物給付については、管轄国制度の負担により、求職活動を行っている構成国の制度から給付を受ける。金銭給付につい

ては、管轄国制度から給付を受ける。しかしながら、管轄国制度と求職活動を行っている構成国の制度との間の協定により、同給付は、管轄国制度の負担により、求職活動地国の制度から支給されうる。第二に、最後の雇用の時からその準拠法国以外の構成国に居住していた時は、最後の雇用の時より当該居住国の法の適用を受けていたものとして、居住国の法に基づき、居住国の負担により、現物または金銭給付を支給される。(7)

失業者の家族は、失業者がその失業給付を負担している構成国の法に基づき疾病・出産給付受給権を取得しているときは、構成国のどの国に居住または滞在している場合であっても、疾病・出産給付を受給することができる。その場合、現物給付は、居住または滞在国の制度から、その法の規定に基づき、失業給付を負担する管轄国制度の負担により支給される。現金給付については、失業給付を負担する管轄国制度の負担によりその法の規定に基づいて支給される。(8)

e　年金（老齢、遺族、労災補償、障害）受給者とその家族

第一に、年金受給者は、その年金権を有する制度の構成国のいずれかに居住しており、かつ、居住国の法に基づき疾病・出産給付受給権を有するときは、その家族とともに、当該居住国の制度からその負担で給付を享受する。(9)

第二に、年金受給者が、その年金権を有する制度の構成国のいずれかに居住しているが、その居住国の法に基づく疾病・出産給付受給権を有しないときは、その家族と共に、現物給付については、当該居住国から、年金支給制度（複数ある場合は、最も長く適用されていた制度）の負担により支給される。金銭給付については、年金支給制度（複数ある場合は、最も長く適用を受けていた制度）から支給される。(10)

第三に、年金受給者が、その年金権を有する制度の構成国以外の構成国に居住している時、当該年金受給者とその家族に支給される現物給付については、その年金支給制度（複数ある場合は、最も長く適用されていた制度）がこれを負担する。(11)

（3）労働災害補償給付

a　被災者が準拠法国以外の構成国に居住している場合

労災の被災者が準拠法国（管轄国）以外の構成国に居住している場合、被災者は、労災補償の現物給付（療養給付）については、管轄国の制度の負担により、居住国の制度からその法の規定に基づき支給され、金銭給付（休業給付）については、管轄国の制度より直接支給される。しかしながら、管轄国の制度と居住国の制度との協定により、金銭給付も、管轄国制度の負担により居住国制度から支給されうる。(12)

b　国境労働者

国境労働者は、管轄国（労務給付地国）に居住していないが、その管轄国の制度から労災補償給付を受ける。(13)

c　準拠法国以外の構成国での一時的滞在

被保険者である労働者、および、その家族が、その管轄国以外の構成国での一時的滞在中、直ちに治療を必要とする事態になったとき、当該管轄国の機関の負担による給付が承認されたのち、その居住する他の構成国への帰還または他の構成国への転居が当該機関より承認されたとき、あるいは、適当な治療を受けるために他の構成国へ行くことが当該管轄国機関より承認されたとき、給付の移送が認められる。

現物給付については、管轄国制度の負担により、滞在国または居住国の制度から、滞在国または居住国の法に基づきその制度に加入しているのと同一の条件で支給される。ただし、給付機関は、管轄国制度により決定される。

金銭給付については、管轄国の制度から、その法の適用に基づき支給される。ただし、管轄国制度と滞在または居住国の制度との間の協定により、金銭給付は、管轄国制度の負担により、滞在または居住国の制度から、管轄国制度の法

に基づいて支給されうる。[14]

（4）失業給付

a　失業後、求職活動のため他の構成国へ出発した場合

失業者は、第一に、完全失業後、その準拠法国（管轄国）以外の構成国へ、求職活動のため出発したときは、三カ月を限度として、一定の手続きの後、管轄国の制度の負担で、居住国の制度から居住地で失業給付を受けることができる。三カ月以内に管轄国に帰還しなかった場合、当該失業者は、全ての給付への権利を失う。[15]

b　最後の雇用の時、準拠法国以外の構成国に居住していた場合

第二に、最後の雇用の時、その準拠法国以外の構成国に居住していた時は、完全失業者の場合、最後の雇用の時、当該居住国の法の適用を受けていたものとみなして、居住国の法に基づき、居住国の負担により、居住国の制度から給付を支給される。[16]

（5）家族給付

家族給付については、受給者およびその子がEU構成国に居住している限り、その管轄国から、受給者またはその家族に対して移送されうる。[17]

（B）居住要件除去の原則の例外

しかしながら、給付移送可能性の例外として、EC規則第一〇四八／七一号を改正した一九九二年のEC規則第一二

四七／九二号は、居住要件除去の原則は、無拠出制特別給付には、適用されないことを規定した。[18] すなわち、無拠出制の、疾病、出産、障害、老齢、遺族、労災、死亡、失業、家族のリスクに対する付加的保障あるいは障害者に対する特別保護のための特別金銭給付は、同規則の附則[19]に各国が規定しているものについては、受給者は当該構成国に居住している限りにおいて、当該国の法に基づいてこれを享受することができる。当該給付は、居住地国の機関がその負担で支給する。たとえばフランスは、全国連帯基金補足手当、成年障害者特別手当、特別手当を国外移送できない給付として指定している。

(1) Cass. soc. 30 juin 1982, Bull. civ. V, n° 423.

(2) Règl. n° 1408/71, art. 10, § 1. et 65, modifié par Règl. n° 1390/91 du Conseil.

(3) Règl. n° 1408/71, art. 19, modifié par act d'adhésion I, Règl. n° 2864/72 et n° 1390/81 du Conseil.

(4) Règl. n° 1408/71, art. 1. b, modifié par act d'adhésion II, Règl. CEE n° 2864/71 du Conseil, act d'adhésion I, Règl. n° 1390/81 et 1247/92 du Conseil.

(5) Règl. n° 1408/71, art. 20, modifié par act d'adhésion I, et Règl. n° 1390/81 du Conseil.

(6) Règl. n° 1408/71, art. 22, modifié par act d'adhésion I, et Règl. n° 2595/77, 1390/81, 2793/81 du Conseil.

(7) Règl. n° 1408/71, art. 25. § 1 et § 2, modifié par act d'adhésion I, et Règl. n° 1390/81 du Conseil.

(8) Règl. n° 1408/71, art. 25. § 3, modifié par act d'adhésion I, et Règl. n° 1390/81 du Conseil.

(9) Règl. n° 1408/71, art. 27, modifié par Règl. n° 2864-72 du Conseil.

(10) Règl. n° 1408/71, art. 28, modifié par act d'adhésion I, et Règl. n° 2864/72 du Conseil.

(11) Règl. n° 1408/71, art. 28 bis, modifié par Règl. n° 2864/72 du Conseil.
(12) Règl. n° 1408/71, art. 52. a.
(13) Règl. n° 1408/71, art. 52, modifié par Règl. n° 1390/81.
(14) Règl. n° 1408/71, art. 55, modifié par Règl. n° 1390/81 et n° 2793/81 du Conseil.
(15) Règl. n° 1408/71, art. 69, modifié par Règl. n° 1390/81 du Conseil.
(16) Règl. n° 1408/71, art. 71, modifié par Règl. n° 1390/81 du Conseil.
(17) Règl. n° 1408/71, art. 76, institué par Règl. n° 3427/89, art. 1er, § 1.
(18) Règl. n° 1408/71, art. 10 bis. I, constitué par Règl. n° 1247/92 du 30 avr. 1992, art. 1er, § 4.
(19) Annex II bis.

三　小括

以上、考察してきたように、欧州連合における、EC規則による各国社会保障制度の連携・調整は、その適用対象、調整規定の内容ともに次第に拡充され、かなりの程度達成されているといえる。

すなわち、その人的適用範囲も、「賃金労働者及び独立自営業者」から、被保険者資格を有する者へと拡大され、また、物的適用範囲も、対象となる「社会保障給付」は、無拠出制給付をも含むものへと拡大されている。また、移送可能な給付も、家族給付を含め拡大されている。

したがって、現在残された検討課題としては、第一に、連携・調整規則の適用対象給付として、社会扶助給付、第二

に、連携・調整規則の適用対象制度として、補足的社会保護制度、第三に、国外への移送について、無拠出制特別給付、を包摂することがあげられるであろう。

他方、ＥＵは、ＥＵ域内における各国社会保障制度の連携・調整のみならず、他国と国際協定を締結することにより、社会保障制度の連携・調整が行われる地理的範囲の拡大を試みている。

第一に、欧州共同体は、一九九二年五月二日、欧州自由貿易連合（Association européenees de libre échange）諸国と欧州経済地域（Espace économique européen）に関する協定を締結した。(1)

同協定により、社会保障の領域において、ＥＣ規則の適用は、オーストリア、フインランド、アイスランド、ノルウエー、スエーデンの領土と出身者に拡大されることとなった。したがって、社会保障制度の連携・調整のため、以前にこれらの国と締結されていた二国間条約は、ＥＣ規則により代替されることとなった。

第二に、欧州共同体は、トルコ、(2)アルジェリア、(3)モロッコ(4)との間で、協同協定を締結した。これらの協同協定は、それぞれ、一九七三年一月一日、一九七八年九月二六日、一九七八年九月二六日に発効した。

これらの協同協定は、ＥＵ法としての法的効力をもつものではない。(5)しかしながら、同協同協定は、ＥＣ構成国出身者とこれらの協定調印国出身者との間の差別を禁止している。これらの協定調印国出身労働者は、彼ら自身及びＥＵ域内に居住するその家族のために、老齢、死亡、障害、医療給付を享受するため、ＥＵ構成国の異なる国における、保険、労働、または居住期間を通算する事ができる。また、家族給付も享受することができる。さらに、これらの者は、ＥＵ諸国の一つまたは複数の法により取得された老齢または障害年金、死亡給付、労働災害・職業病補償年金を出身国に移送することができる。

第三に、欧州共同体は、一九九一年二月一六日に、ポーランド、ハンガリー、チェコスロバキアとの間で、一九九三

年二月二日にルーマニアとの間で、一九九三年三月八日にブルガリアとの間で協定を締結し、一九九四年二月より、ポーランドおよびハンガリーとの間の協定がそれぞれ発効した。

これらの協定は、相互主義に基づき適法に居住している者とその家族のための保険期間の連携・調整を保障するものである。同協定は、特に、老齢保険、障害年金における期間の通算と、一つまたは複数の構成国の法により取得された給付の移送を保障している。しかしながら、無拠出制給付は移送することができない。

また、第四に、欧州共同体は、アフリカ、カリブ、太平洋諸国との協調政策に基づき、一九八九年一二月一五日に、ロメ協定（Convention de Lomé）を締結している。(6) 同協定は、契約締結国の領土に適法に滞在する契約締結国出身の外国人労働者、学生、その他の者に対する、人種、宗教、文化的社会的相違に基づく、住居、教育、健康、その他の社会的サービス、労働における差別禁止の原則を確認している。また、同協定は、欧州共同体構成国において適法に労働している契約締結国出身の労働者、及び、同居の家族は、当該欧州共同体構成国において、共同体構成国出身者との平等取扱原則にもとづく法制度のもと、雇用に関連する社会保障給付を享受すると定めている。

（1） ただし、スイスはこれを批准しなかった。なお、同協定については、Françoise ROGER, L'éspace économique européen, Conséqueuces en matière de sécurité sociale, BS. 5/94 p. 241 et s. 参照。

（2） Règl. CEE n° 2760/72, 19 déc 1972, JOCE n° L 293, 29 déc., accord d'Ankara protocole additionnel, art. 39.

（3） Règl. CEE n° 2210/78, 26 sept. 1978, JOCE n° L 263, 27 sept.

（4） Règl. CEE n° 2211/78, 26 sept. 1978, JOCE n° L 264, 27 sept.

（5） CJCE 30 sept. 1987, Meryem Demirel, aff. 12/86, Rec. CJCE p. 3719.

(6) JOCE n° L 229, 1991.

結びにかえて

以上、第一節において考察したように、労働関係の国際化、人の国際移動に対して、フランスの社会的保護法は、第一に、国内の外国人に対しては、特に、不法滞在・就労者を減少させるため、社会的保護制度の適用に適法滞在・就労要件を導入しつつも、適法滞在・就労者については、平等取扱原則をかなりの程度達成しているということができる。また、第二に、外国居住者については、その社会的保護を継続するため、一定の要件のもとに、フランス社会的保護制度の域外適用制度を確立している。

他方、フランスは、フランス国内法のみによる人の国際移動への社会保障制度の対応の限界を克服するために、数多くの二国間協定により、フランスと他国との社会保障制度の連携・調整規則の整備を試みている。また、第二節において考察したように、EUにおいては、EC規則により、EU域内の各国社会保障制度の連携・調整が、体系的に整備されている。

しかしながら、各国社会保障制度の存続と制度間の相違を前提とする、各国制度の連携・調整規則の整備による国際移動労働者の不利益の除去には、いくつかの点で限界がある。たとえば、長期給付は、どの国にどのくらいの期間どのような経緯で職業活動を行っていたかによりその内容が異なるが、その結果の差異に論理的一貫性があるわけではない。また、国際移動労働者は、適用される社会保障制度により、すなわち、原則として労務給付地国の法制度により、その

社会保障上の権利が決定され、したがって、労務給付地により享受しうる社会保障が異なることになるが、連携・調整規定は各国社会保障制度の内容自体を規制するものではないので、各国制度の差異に基づく享受しうる社会保障の差異は、その対象外である。

また、国際移動労働者のみならず一国に留まる固定労働者を含め全ての労働者の社会的保護を充実させるためには、各国の社会保障制度の内容そのものを向上させる必要がある。特に、資本、サービスの自由化が達成されているEUにおいては、各国制度の社会保障レベルの相違を放置しておくことは、社会保障負担の少ない国への資本の移動を引き起こし、競争力を保持するため各国の社会保障レベルの引き下げも起こりかねない。

そこで、各国制度間の連携・調整のみならず、各国制度の内容そのものを規制し、各国の社会保障レベルを引き上げ、均衡化する必要性が認識されることになる。すなわち、社会保障国際法の発展である。

EUにおいては、当初、各国の社会保障レベルの引き上げ、均衡化のための方法として、制度間の相違を緩和・除去する各国制度の統一化(harmonisation)が模索されていた。この統一化の試みが、一九七八年一二月一九日の指令第七九／七号[2]、および、一九八六年七月二四日指令第八六／三七八号[3]による社会保障領域における男女平等取扱である。

しかしながら、EU構成国各国の社会保障の理念、制度の大きな相違と各国制度統一化の困難さを考慮し、現在、EUでは、各国の社会保障レベルの引き上げ、均衡化のための規制方法として、各国制度の統一化ではなく、各国制度の相違、特徴はそのままにその共通の社会政策目標を設定する、社会政策の共通化(convergence des politiques sociales)が、強調されている。

この社会政策の共通化の試みは、すでに、一九七四年一月二一日に採択された社会行動プログラムにおいて表明されているが、引退年齢についての共同体政策の原則に関する一九八二年一二月一〇日の勧告第八二／八五七号[4]、一九八九

年一二月九日に採択された労働者の社会的基本権に関する共同体憲章[5]、社会的保護システムにおける十分な収入と給付の共通基準に関する一九九二年六月二四日の勧告第九二／四四一号[6]、社会的保護の目的と政策の近接化に関する一九九二年七月二七日の勧告第九二／四四二号[7]等により、次第に具体化されている。

このような、EUにおける社会保障国際法の発展もまた、各国社会保障制度の連携・調整のさらなる展開とともに、注目に値するものである。これについては、改めて別稿で検討することにしたい。

（1）EUにおける社会政策の共通化の動きについては、Yves CHASSARD, Pour une convergence des politiques des Etats membres de la Communauté dans le domaine de la protection sociale, D.S. 1990, p. 157. ; Herman DELEFCK, La sécurité sociale face à L'Europe de 1992, D.S. 1991, p. 166. ; Michel Laroque, op.cit., Yves CHASSARD et Patrick VENTURUNI, La dimension européenne de la protection sociale, D.S. 1995, p. 772. ; Eliane Vogel-Polsky, Les competences sociales de l'Union européenne : protection sociale et sécurité sociale, Revue Belge de S.S. 1994, p. 1135. 等参照。

（2）JOCE n L. 6 du 10 janv. 1979, p 24.

（3）JOCE n. L. 225 du 12 août 1986, p 40 ; rectif. JOCE n, L. 283 du 40 oct. 1986, p 27.

（4）JOCE n. L. 357 du 18 déc. 1982, p 27.

（5）Bernard TEYSSIE, Code de droit social européen, 2è édition, 1994 LITEC, p 449 et s.

（6）JOCE n. L. 245 du 26 août 1992, p 46.

（7）JOCE n. L. 245 du 26 août 1992, p 49.